

戦時・戦後のポンド残高問題

—国際通貨史の一論点—

上 川 孝 夫

目 次

- | | |
|------------------------|---------------------------------|
| I 問題の所在 | 2 「英米金融協定」に伴う英国の対応 |
| II 戦時下における英国の為替管理と対外金融 | 3 ポンドの交換性回復とその失敗 |
| 1 為替管理の導入 | IV 1950年代におけるポンド残高処理交渉と
その帰結 |
| 2 国際収支構造の変貌 | 1 ポンド残高の概観 |
| 3 ポンド残高の急増 | 2 交渉の事例 |
| III 戦後「英米金融協定」とポンド残高問題 | V 結 語 |
| 1 「英米金融協定」の締結 | |

I 問題の所在

第二次世界大戦の戦時・戦後をつうじて注目された重要な問題の一つに、ポンド残高をめぐる問題がある。ポンド残高問題とは、戦時に蓄積された巨額のポンド残高の処理とその交換性をめぐる問題を指しており、英米間の通貨交渉、ひいては戦後世界秩序の焦点の一つとなったものである。このポンド残高問題をめぐっては従来、内外において少なくない研究成果があるものの、以下に述べるようになお未解明の論点を多く残しているといわざるをえない。本稿は、英国国立文書館（National Archives）、およびイングランド銀行文書室（Bank of England Archives）に所蔵されている一次史料を活用しながら、この課題を果たそうとするものである。

以下、本稿で検討課題として取り上げるのは三点である。第1に、戦時・戦後のポンド残高の実態を明らかにすることである。従来、ポンド残高の実態については必ずしも十分に明らかにされてきたとはいえず、本稿では上記一次史料にもとづいてその実態を詳しく考察する。第2に、これまでの研究は、ポンド残高の大口保有国であったインドなどのスターリング地域諸

国に分析の焦点が当てられたものが多く、非スターリング地域諸国を含めたポンド残高の全体的な検討が不十分であった。しかしこれは戦時・戦後における英国のポンド政策、とくにポンドの復権・国際化政策の動向を明らかにするうえで欠かせない作業である。第3に、以上のような課題を検討することは、他方では、ブレトンウッズ体制に対する英通貨当局の考え方やスタンスを明らかにするうえでも極めて重要であると思われる。

そこで以下では、まず、検討の前提として、第二次世界大戦下における英国の為替管理と対外金融の実態を明らかにする。次に、戦時に蓄積された巨額のポンド残高の実態と特徴を分析する。続いて、それを踏まえて、1945年の12月に調印された「英米金融協定」に対する英国側やケインズの見解・対応を、英国のポンド政策との関連において考察する。最後に、1950年代におけるポンド残高処理交渉の実態と帰結方向について検討する。

II 戦時下における英国の為替管理と対外金融

1 為替管理の導入

(1) 為替管理の概要

第二次大戦勃発直前の1939年8月24日、英国は戦時に予想される対外準備の維持・確保と、必要な物資調達を図る手段として「緊急権限(国防)法」(Emergency Powers (Defence) Act, 1939)を発効させた。また、この法律にもとづいて翌25日、「国防(金融)規則」(Defence (Finance) Regulations, 1939)を公布するとともに、戦争が勃発した9月3日にはこの規則を改正・強化して、為替管理を導入した。この英国の為替管理体制の概要は、以下のようである¹⁾。

第1に、ロンドンの外国為替市場と金市場を閉鎖したことである。すなわち、各市場における公認取扱業者は、かれら相互間における市場取引が停止され、たんに顧客とイングランド銀行との間を仲介するだけの存在となった。この場合、イングランド銀行は、英国の金・外貨準備を保管している大蔵省の一勘定である「為替平衡勘定」(EEA; Exchange Equalization Account)の操作を担当していた。なお、同勘定が創設されたのは、英国が金本位制を離脱した1931年の翌32年6月のことである。

第2に、そのように市場が閉鎖される下で、英国居住者の保有する金、外貨、外国証券は大蔵省に集中されることになった。まず、金については、居住者は金塊や金貨を公認取扱業者に公定レートで売却することを要求されるとともに、公認取扱業者はこれを大蔵省の代理人と

してのイングランド銀行に売り渡すこととされた。外貨についても同様に、居住者は指定通貨を公認取扱業者をつうじてイングランド銀行に公定レートで売却することを要求された。ここで「指定通貨」(specified currencies)とは英国の輸出業者が輸出代金として受領することを認められ、かつ公認取扱業者に売却しなければならない外貨のことであり、この外貨の種類は大蔵省令によって指定された²⁾。さらに、外国証券についても、指定通貨で表示された証券、いわゆる「制限証券」(restricted securities)は、これを大蔵省に登録するとともに、その海外での売却は、それにより得た外貨を同省に渡すという条件でのみ認められることになった。なお、これに対して、ポンドあるいは非指定通貨で表示された証券は「無制限証券」(unrestricted securities)と呼ばれた。

第3に、スターリング地域が法的に初めて認知されたことである。上にみた「国防(金融)規則」には「スターリング地域」(sterling area)という用語が登場しており、同地域に属するメンバーは大蔵省令によって随時指定された³⁾。このスターリング地域の一つの特徴は、英国と共通の為替管理を実施したことである。すなわち、スターリング地域の居住者を英国居住者と同じ扱いにして、英国を含むスターリング地域内における支払いをほとんど自由にしたことである。今一つの特徴は、いわゆる「ドル・プール制」(ないし「金ドル・プール制」)である。これは、スターリング地域がその金やドルを、ポンドを対価にして英国の為替平衡勘定に売り渡すとともに、状況に応じて、そこから金や外貨の引き出しを認めるという取り決めであった。

1) 以下、戦時下における英国の為替管理については、Public Record Office (以下、PROと略。なお、PROは2003年4月からNational Archivesに統合されている): T231/167, 'Exchange Control, 1939-45,' Draft by Hawtrey, 6 Oct. 1945 (以下、T231/167と記す); "The U.K. exchange control: a short history," *Bank of England Quarterly Bulletin*, Sept. 1967 (以下、BEQB/1967と略), pp. 246-251を参照。このほか、Sayers, R.S., *Financial Policy, 1939-45*, HMSO & Longmans, 1956, chap. VIIIも詳しい。

2) この指定は、上記「国防(金融)規則」第5項にもとづいて大蔵省が行っていた。指定通貨の種類は時々変化したが、1939年9月4日の官報では、米ドル、加ドル、アルゼンチン・ペソ、仏フラン、ベルギー・フラン、スイス・フラン、蘭ギルダー(蘭領東インド諸島通貨を含む)、スウェーデン・クローネが指定されていた(BEQB/1967, p. 248; Sayers, *op. cit.*, pp. 233-234)。

これは植民地に対しては自動的に、自治領に対しては紳士協定にもとづいて運営されていたといわれる。

以上において戦時下における英国の為替管理の概略をみてきたが、これに関連して貿易統制にも触れておかなければならない。いうまでもなく、英国の対外準備の維持・確保のためには、為替管理を貿易統制によって補完することが必要だったからである。貿易統制、とくに輸入統制は1940年から41年にかけて徐々に導入された。当時英国の主要な輸入物資となっていたのは米国やカナダなどの軍需品や原料であり、これに対して非必需品の輸入は厳しく制限されていた。他方、英国の輸出については開戦直後にはこれに大きな努力が払われていたものの、後述するように41年から米国やカナダからの援助と借款が開始されるにつれて減少していった⁴⁾。

(2) 為替管理の強化

このように、戦時下における英国の為替管理は、英国の居住者（スターリング地域の居住者を含む）を対象としたものであり、非居住者を対

象とするものではなかった。そこには戦前からのポンドの国際通貨性を不当に損なわないという配慮が働いていたのである。しかしながら、そこには大きな問題点が存在していた。それは当時の英国貿易の大部分がポンド建てでインボイス（建値）され、決済されていたという問題である⁵⁾。こうした建値・決済方式だと、英国からの輸出は外貨の獲得につながることなく、非居住者のポンド残高を減らすだけに終わってしまうことになる。それだけでなく、このようにして非居住者のポンド残高が減少することは、国際銀行家としての英国の伝統的地位を利用しながら、戦時金融を賄う（すなわち対外ポンド債務を負う）という目的にも合致しなかった。そこで、英通貨当局内では、ポンド建てインボイスを停止するか、非居住者のポンド残高の利用を統制するという方策が検討されたのであるが、後者の方策はポンドの信認の喪失につながることから、ひとまず前者の方策が導入されることとなったのである。

このポンド建てインボイスの停止に対しては、産業界の反発が大きかった。英政府は英国産業連盟（The Federation of British Industries）、商工会議所協会（The Association of Chambers of Commerce）などの業界団体との協議に入ったが、ポンド以外の通貨でのインボイスは輸出業者には馴染みが薄く、また彼らに為替リスクを負わせるものであったので、強制的に導入することには反対があった。そこで1939年末、政府は少数の商品に限定して導入する方向を固め、翌40年3月に「ドル建てインボイス制」（a system of dollar-invoicing）を導入した。これは、

3) 「国防（金融）規則」第10項によれば、スターリング地域は「英本国、マン島、大蔵省令により編入されたその他の領土（territory）」として定義されていた。ここにいう大蔵省令とは「国防（金融）（スターリング地域の定義）令」（The Defence (Finance) (Definition of Sterling Area) Order）を指しており、この大蔵省令にもとづいて、自治領（カナダ、ニューファンドランドを除く）、英国植民地、英国保護領、国際連盟委任統治領が指定されていた。そのほか、戦時中に編入された地域として、以下のようなものがある。1939年9月、エジプト、スーダン、イラク（イラクは41年5月離脱、同年11月再編入）。41年1月、ベルギー領コンゴ、ベルギー委任統治領ルワンダ-ウルンディ。同年4月、フランス領、フランス委任統治領シリア・レバノン、アイスランド、フェロー諸島。同年7月、香港（以上、PRO:T236/206, 'Defence (Finance) Regulations: Sterling Area Orders and Sterling Area A/Cs'; Sayers, *op. cit.*, p.236）。

4) 戦時下における英国の貿易統制については Howson, S., *British Monetary Policy 1945-51*, Oxford: Clarendon, 1993, p.31 を参照。

5) 以下、ポンド建てインボイスをめぐる動向については、Sayers, *op. cit.*, pp.237-247; PRO:T267/29, 'Sterling Balances since the War,' Treasury Historical Memorandum, No. 16, Jan.1972（以下、T267/29と記す）, paras.11-14. なお、後者の文書は1968年10月に大蔵省金融グループからの委嘱を受けて、サイモンズ（Symons, R.S., インド高等文官、大蔵省海外担当次官補を歴任）がその執筆を任されたものである。

アメリカ大陸（カナダ、アルゼンチンは除く）、オランダ領、スイス、ベルギー向けの重要な輸出品である錫、ゴム、ジュート、ウイスキー、毛皮について、輸出相手国に合わせて、それぞれ米ドル、蘭ギルダー、スイス・フラン、ベルギー・フランをインボイス通貨とすることを定めたものであるが、もちろん最も重要なのは米ドルであった。しかしながら、この制度の実施もまた大きな問題を引き起こした。それは、これによって自由ポンドに対する需要が減少した結果、海外の為替市場における自由ポンド相場が公定レートを大きく下回って下落するという事態が生まれたからである。

ここで「自由ポンド市場」(the market for free sterling) について一言しておかなければならない。既に述べたように戦時下における英国の為替管理は居住者を対象としたものであり、非居住者保有のポンド残高は戦争勃発直前に一部引き揚げがあったものの、ニューヨーク市場やスイス市場をはじめ海外の為替市場において引き続き自由に取引されていた。これが自由ポンド市場と称されるものである。この自由ポンドの相場は戦争勃発以降1ポンド=4.03ドルの公定レート（1939年9月の為替管理導入時に採用）を大幅に下回ることにはなかったが、上述のドル建てインボイス制導入後の40年3月末には3.50ドル以下へと急落し、その後一時回復したものの、5月には3.00ドル近傍まで低落したのである。

当時の英当局の基本方針は、このような自由ポンド相場下落を黙認することなく、できるだけ世界の広い地域で公定レートを維持することであった。そうした方針が重視された理由としては、第1に、戦時金融を賄うために、非居住者によるポンドの保有意欲を削がないようにすること、第2に、ポンド安による輸入インフレを回避することにより、国内のインフレ統制を容易にすること、第3に、戦時中にポンド価値を維持することが、戦後も国際通貨としてのポンドの威信を保つうえで必要だと考えられたことであった⁶⁾。そこで英当局は、ポンドの公

定レートを維持し、戦時金融の便宜を確保するために、非居住者のポンド残高を統制するという方策に踏み切ったのである。しかしながらそれは、それまで保証していたポンドの多角的振替性や交換性を大幅に制限するものであり、いわば両刃の剣であった。

その第一弾として導入されたのは、非居住者の保有するポンド証券に対する統制であった⁷⁾。すなわち、1940年5月13日、大蔵省は非居住者によるポンド証券の売却を許可制としたのに続いて、同23日には、この許可を与える条件として、ポンド証券の売却を英国証券取引所に行かない、かつ、その売却代金を売却された証券と同一の範疇に属し、しかもそれよりも償還期限の短くないポンド証券に再投資する場合にのみ、許可するものとした。さらに11月には、この証券の売却代金を、他の実物資産の売却代金や遺産などと同様、封鎖勘定 (blocked account) に繰り入れるものとし、しかも大蔵省の指定した政府証券にのみ再投資できるものとしたのである。これは「証券スターリング」(security sterling) と称される。

続いて第二弾として導入されたのは、非居住者保有のポンド預金に対する統制であった。すなわち、1940年6月、英国からの輸出の決済方式を大蔵省が指定することとした後、英国は主要国との間に双務的な支払協定 (payments agreement) の締結に乗りだし、これにもと

6) 以上、英当局の基本方針とその背景については、Sayers, *op.cit.*, p.239 参照。

7) 以下、非居住者保有のポンド証券に対する統制については、T231/167, p.7; BEQB/1967, p.249. なお、1943年10月、非居住者は証券の売却代金を10年以上の満期を有するいかなるポンド証券にも再投資し、また満期には代金を本国に送金することが許された。なお、配当・利子の送金は禁止されていなかった。「証券スターリング」については、Tew, B., *International Monetary Co-operation, 1945-60*, 5th (revised) edn, 1960 (1st edn, 1952), Hutchinson Univ. Library, pp.148-149 (傍島省三監修、永島清・片山貞雄訳『国際金融入門』東洋経済新報社、1963年、177-178頁)も参照。

づいて、非居住者の新しいポンド勘定として「特別勘定」(special account)及び「登録勘定」(registered account)が創設された。これらの勘定は戦時・戦後のポンド残高問題を考えるうえで極めて重要であるので、やや詳しくみておこう。

特別勘定

特別勘定とは、英国が当時の多くの連合国や中立国の間の協定にもとづいて創設したポンド勘定のことであり、後述する硬貨国(米国、スイス)以外の諸国が保有していた⁸⁾。この協定の最初のもは、1939年10月に英国とアルゼンチンとの間に締結されたものであるが、40年6月以降に締結国数が増加し、欧州ではポルトガル、スペイン、ギリシア、スウェーデン、ハンガリー、ルーマニア、南米ではブラジル、ペルー、チリ、ウルグアイ、パラグアイをはじめ10数カ国に及んだ。

この特別協定の主な特徴を示せば、以下のとおりである。第1に、英国(スターリング地域を含む)と相手国との間の取引は、英ポンドでインボイスされ、決済される。第2に、この取引の決済には、相手国中央銀行がイングランド銀行に開設する特別勘定ポンドが使用される。この勘定にはスターリング地域からの受取りが貸記される一方、スターリング地域向けの支払いに利用される。第3に、英国と相手国との間の取引には公定レートが適用される。第4に、この協定の下で累積した相手国中央銀行のポンド残高については、多くの場合、後述するような金条項、あるいは為替条項という保護措置が設けられていたことである。

以下、この特別勘定の具体例として、この協定の嚆矢ともいえるべくアルゼンチンとの協定、および欧州の重要な貿易相手国であったポルトガルとの協定をみてみよう。

まず、英国とアルゼンチンとの間の協定は、1939年10月、イングランド銀行とアルゼンチ

ン中央銀行との間に締結された⁹⁾。当時アルゼンチンは為替管理を導入しており、戦前から英国と緊密な金融関係にあったので、協定の締結に困難は生じなかったとされる。この協定の概略を示せば、以下のとおりである。(1)アルゼンチンと英国(スターリング地域を含む)との取引はアルゼンチン中央銀行がイングランド銀行に開設する特別勘定ポンドをつうじて決済される。(2)為替レートは1ポンド=16.9575ペソに公定される。(3)アルゼンチン中央銀行の特別勘定残高には金利が付されるとともに、ワーキング・バランスを超える過剰残高については英国人の保有するアルゼンチン証券の償還に使用できる。(4)このアルゼンチン証券の償還があるまでは、過剰ポンド残高の減価に対する保護として、アルゼンチン中央銀行名義でイングランド銀行に金が別置される。これは「金別置条項」(gold-set-aside clause)と呼ばれる。実際に金が別置されると、過剰ポンド残高には金利は付されない。また別置された金はイングランド銀行への再売却にのみ使用できる。

以上のとおりであるが、この協定は当初1940年1月までの3カ月間の取り決めであったが、同1月に3カ月、同4月にはさらに6カ月延長された。この間、戦局の進展に伴い、アルゼンチンのスターリング地域向けの輸出が増加した結果、当初少額だったアルゼンチン中央銀行の特別勘定ポンドは急増した。同国はこの過剰ポンド残高を自国証券の償還に使用せず、金の別置に利用した。しかし当時海外諸国のポンド残高が増加傾向を辿るなかで、英国にとって金別置条項は次第に桎梏となった。40年11月にアルゼンチンとの協定が改定された際に、この条項は放棄され、過剰ポンド残高を金基準で価値保証するという「為替保証」(revaluation guarantee)に置き換えられることとなった。こ

8) 以下、特別勘定の概要は、T267/29, para.17; Tew, *op.cit.*, pp.124-125 (前掲訳書, 144-145頁)による。

9) 以下、英国とアルゼンチンとの間の協定については、T267/29, para.152; Sayers, *op.cit.*, pp.444-445。なお、1939年10月の取り決めは暫定協定('Modus Vivendi')とも呼ばれた。

れは金を別置するのではなく、ポンドが対金で減価した際に、その損失補填をポンド残高の調整によって行うというものであった。結局、アルゼンチンのポンド残高は41年12月末の110万ポンドから45年6月末には8,480万ポンドへと急増した（後掲表4）。

次に、英国とポルトガルとの間の協定は、1940年11月、イングランド銀行とポルトガル中央銀行との間に締結されており、さらに両国政府間の交換公文においてその詳細が定められた¹⁰⁾。当時リスボンでは為替管理は敷かれておらず、主要通貨の為替取引が行われていたため、英国はこれを自由ポンドの潜在的に重要な市場として認識し、特別勘定タイプの協定が必要との判断をしたといわれている。この協定の概要は、以下のようであった。(1)両国間の取引はすべて英ポンドで行われるとともに、ポルトガル中央銀行がイングランド銀行に開設する特別勘定ポンドをつうじて決済する。(2)為替レートを1ポンド=100エスクードに公定する。(3)ポルトガル中央銀行の特別勘定残高のうちワーキング・バランスを超える部分には金利が付されるとともに、金基準で価値保証がなされる。さらに、本協定が終了した時点で、残高を金で決済するための条件を協議する（「金決済条項」）。(4)この金の引き渡しは協定終了後5年以内とし、引き渡しの条件が決められるまでは特別勘定残高はスターリング地域に対する支払いのみに使用できる。

この協定締結の後に、ポルトガルのポンド残高は、アルゼンチンと同様に増加を続け、1941年12月末の1,810万ポンドから45年6月末には7,790万ポンドに達した（後掲表4）。このような状況の下で、戦後5年以内に金で決済することは不可能と考えられるに至り、44年秋に英国はポルトガルに対して、ポンド残高の大部

分を凍結することを提案した。結局、翌45年8月に以下のような協定が締結された。(1)当時のポンド残高7,600万ポンドを「A勘定」と「B勘定」に分け、A勘定に1,500万ポンドを貸記し、スターリング地域からの資本財の購入や大蔵省証券などへの運用に使用できるものとする。残りの6,100万ポンドをB勘定に貸記して封鎖し、年1%の金利を付する。この場合、A勘定の残高が250万ポンド以下に減少する時はいつでも、B勘定からの移管を行う。(2)B勘定の残高(A勘定への移管額を除く)は1955年8月からの20年間にわたる賦払により金で決済する。(3)B勘定精算後のA勘定の残高も金により決済する。以上が改訂された協定の概要である。かくて、この協定により、ポルトガルのポンド残高の大部分は20年間（1945年から10年間の猶予期間を入れると30年間）という低利の長期債務に借り替えられ（ファンディング（funding））、事実上封鎖の対象とされるに至ったのである。

以上の事例に見られるように、特別勘定は、外国の中央銀行が保有する公的ポンド勘定であり、英国としては、ポンドの公定レートを維持しつつ、インボイス通貨をポンドに指定することによって、ポンドの利用を維持することを目的としていた。換言すれば、これは「双務支払協定ネットワークをベースとしたポンド建てインボイス・システム」¹¹⁾であり、いわば「スターリング為替本位制」のごときシステムを非スターリング地域の一角に導入したと見ることもできるのである。しかしながらその結果として、ポンドが従来有していた多角的な振替性は失われ、双務的な性格をもつものに変質するのである。そこで、締結国にとっては、特別勘定ポンドを使用するのでないかぎり、それを蓄積する以外に手がなないために、かれらはポンド残高の減価に対する保護措置を要求したのであるが、これに対しては、英国としても上述したような一定の妥協を余儀なくされたのである。

10) 以下、英国とポルトガルとの間の協定については、T267/29, paras.137-142; Sayers, *op.cit.*, pp.452-454を参照。

11) T267/29, para.15にみられる表現。

登録勘定

次に、登録勘定とは、英国が米国とスイスという硬貨国との取り決めにより創設したポンド勘定のことである¹²⁾。米国とは1940年6月に、またスイスとはその翌7月にそれぞれ締結された。この取り決めの主な特徴は、以下のようであった。第1に、米国及びスイスの民間銀行は、それぞれ英国の民間銀行に登録勘定ポンドを開設する。つまり、登録勘定は民間銀行の保有する勘定であるが、この勘定を開設するにはイングランド銀行の事前の許可が必要である。第2に、登録勘定に入金されるのは、ポンドのすべての新規の受け取りであり、また、スターリング地域からの受け取りと同地域への支払いに利用できる。なお、特別勘定諸国への振替は当局の許可を必要とする。第3に、登録勘定ポンドは、要求あり次第、英当局により公定レートで、金、米ドル（米国の登録勘定の場合）、スイス・フラン（スイスの登録勘定の場合）にそれぞれ交換することができる。

このように、登録勘定を保有するのは米国とスイスの民間銀行であり、かれらは金や硬貨への交換性という特権を与えられたのであるが、その代わりに、自由ポンド市場では取引せず、新規に獲得したポンドの使用範囲を限定されることになったのである。この特別勘定を先に述べた特別勘定と比較すると、次のような点に相違があった。第1に、特別勘定は連合国や中立国を相手としていたのに対して、登録勘定は米国とスイスを対象としていたことである。これは、後者の国に対する英国の赤字は最終的にはポンドではなく、金ないし硬貨によって決済されねばならない、つまり両国が硬貨国であるとの認識を英政府が持っていたことによるものであった。第2に、特別勘定が中央銀行保有の勘

定であったのに対して、登録勘定は民間銀行保有の勘定であったことである。これは、後者の場合には両国の民間銀行との取引関係が良好であるとの認識から、政府間の取り決めが不相当と判断されたためであったといわれる。第3に、ポンド残高の金や硬貨への交換性は、登録勘定には公式に認められていたのに対して、特別勘定の場合はその多くに金条項や為替保証があったものの、形骸化するケースもあったことは、既に述べたとおりである。その結果、後にも明らかにするように、米国やスイスの登録勘定は、特別勘定諸国とは違って、ポンド残高を大きく積み増すことはなかったのである¹³⁾。

13) 以上のように新しい双務的なポンド勘定が創設された結果、従来からあったポンドは「自由ポンド」(free sterling)、「旧ポンド」(old sterling)ないし「通常勘定」(ordinary account)として存在し続けたものの、その利用度は大いに制約されることとなった(BEQB/1967, p.250; Tew, *op.cit.*, p.129 (前掲訳書, 151頁))。なお、以上のような特別勘定や登録勘定の取り決めから生じる金や硬貨での支払債務に対して、イングランド銀行が格別の関心を寄せていたことについては、次の文書に示されている。PRO:T160/1054-17657/07, 'Draft: Schedule of Payments Agreements and Finance Arrangements out of which have been risen liabilities for the Bank of England' (日付、筆者は不明。)この文書は前後の文書の日付から判断して1940年11月頃のものと思われる。また、英大蔵省内には当初、国際通貨としてのポンドの地位を維持すべきとの立場から、ドイツのシャハト(Schacht)が実施したような為替管理を強く忌避していたといわれるが、結局、これに類似した仕組みが導入されることになったと指摘されている(T267/29, paras.5-15; Sayers, *op.cit.*, pp.228-231)。

ちなみに、特別勘定は、1941年5月に、主にドルで取引する中米の13カ国にまで拡大され、中央アメリカ勘定(Central American Accounts)が創設された。この勘定の特色は、スターリング地域に対してだけでなく、中央アメリカ勘定諸国間の自由な振替が認められことであり、これによりポンドの振替性は緩和された。また、45年7月にはアメリカ登録勘定が中央アメリカ勘定と統合されて、アメリカ勘定となった(BEQB/1967, p.252)。

12) 以下、登録勘定については、PRO:T231/206, 'Notice to Banks and Bankers: U.S.A. and Switzerland Registered Accounts,' (日付、筆者とも不明); Sayers, *op.cit.*, pp.248-249; BEQB/1967, p.250。

表1 英国の国際収支の推定

(単位：100万ポンド)

	1939	1940	1941	1942	1943	1944	1945
商品輸出							
現金決済	500	400	400	300	240	270	450
相互援助協定に基づくもの(1)	-	-	-	100	700	800	500
商品輸入							
現金決済	800	1,000	1,100	800	800	900	700
武器貸与法に基づくもの(2)	-	-	300	1,200	2,100	2,600	1,300
貿易収支	-300	-600	-1,000	-1,600	-1,960	-2,430	-1,050
貿易外収支	50	-200	-120	-160	-120	-50	-620
経常収支(a)	-250	-800	-1,120	-1,760	-2,080	-2,480	-1,670
(2)-(1)	-	-	300	1,100	1,400	1,800	800
経常収支(b)	-250	-800	-820	-660	-680	-680	-870
ネット長期資本フロー	...	200	300	200	200	100	100
対外ポンド債務の変化	...	200	600	500	700	700	700
公的国際準備の変化(-:増)	...	437	-33	-113	-203	-144	-9

注：1) -はゼロ。...はn.a.

2) 商品輸出と商品輸入はいずれもf.o.b.

3) 貿易外収支は民間・政府の移転収支を含み、主な贈与を除く。

4) ネット長期資本フローは投資の売却を指す。

5) 対外ポンド債務の変化にはドル債務を含む。

出所：Howson, S., *British Monetary Policy, 1945-51*, Oxford: Clarendon Press, 1993, p.32. 一部訂正。Sayers, R.S., *Financial Policy, 1939-45*, HMSO & Longmans, 1956, Appendix I, table 7 and 10.Feinstein, C.H., *National Income, Expenditure and Output of the United Kingdom 1855-1965*, Cambridge, 1972, pp.112-3 and Table 37.

2 国際収支構造の変貌

以上に見たように、戦時下における英国の為替管理は、当初は英国居住者（海外スターリング地域を含む）の保有する金、外貨、外国証券を対象としていたが、やがて、非居住者の保有するポンドにまで統制が及ぶこととなった。かくて、英国の為替管理体制は、特別勘定や登録勘定が創設された1940年代の半ばまでには確立を見たといわれるのであるが、そのもとで英国の対外金融がどのように推移したのかをみてみよう。

戦時下における英国の国際収支をみたものが表1である¹⁴⁾。ここに示されるように、英国の経常収支赤字（表1(a)）は、食料や軍事物資の輸入、海外軍事支出などの結果として、1939

年の2.5億ポンドから44年には25億ポンドへと10倍に増加した。この戦時下における英国の経常収支赤字をファイナンスしたのとして、大きく四つの項目があったことが分かる。すなわち、(1)英国の金・外貨準備の取り崩し（表中の「公的国際準備の変化」）、(2)英国の対外資産の売却（同「ネット長期資本フロー」）、(3)海外からの援助や借款（同「武器貸与法に基づくもの」等）、(4)海外ポンド残高の蓄積（同「対外ポンド債務の変化」）、である。時期別にみると、開戦から1941年頃までは主として(1)と(2)という、英国の対外資産の取り崩しに頼っていたのに対して、その後は主として(3)と(4)の方法によりながら、対外債務に大きく依存していたことが確認できる。以下、各項目についてやや詳しくみておこう。

まず、(1)の英国の金・外貨準備の取り崩しであるが、開戦当初2年間に経常収支赤字の主な要因となったのは米国やカナダに対する支払い

14) 以下、戦時下における英国の経常収支赤字ファイナンスの特徴については、Howson, *op.cit.*, pp. 31-32を参照。

表2 英国の対外投資の売却・送還と対外債務

(単位：100万ポンド)

地域	対外投資の売却・送還 (1939年9月～45年6月)	対外債務 (1945年6月末)
インド, ビルマ, 中東	348	1,732
自治領(オーストラリア, ニュージーランド, 南アフリカ, エール)	201	384
植民地, その他のスターリング地域諸国	15	607
北米, 南米	524 ¹⁾	303
欧州及びその属領	14	267
その他諸国	16	62
計	1,118	3,355

注：1) この内訳は北米428 (米国203, カナダ225), 南米96. ただし, 米国にはRFCローンの担保証券は含まれない.

出所：Statistical Material Presented During The Washington Negotiations, London：HMSO, Cmd.6707, 1945, pp.9, 11より作成.

であった。とくに1940年6月のフランスの対独降伏後に英国の海外軍事支出は増大するが、これには後述するように41年3月の武器貸与法成立までに米国が連合国の戦時物資の購入に対して現金決済を要求していたことも関係していた¹⁵⁾。また、スターリング地域の対外支払いの必要もドル・プールからの引き出しとなり、英国の金・外貨準備を減少させる要因となった。

次に利用されたのは、(2)の英国の対外資産の売却である。既に述べたように、英国の為替管理体制の導入により、居住者の保有する金、外貨(指定通貨)は大蔵省に集中されることになった。また、居住者保有の外国証券(制限証券)も、大蔵省に登録することが求められ、しかもそれを海外で売却する場合にはその受取代金を大蔵省に渡すことを義務づけられた。さらに、40年に入ると、多くの制限証券(とくに米ドル証券と加ドル証券)が大蔵省に対して直接売却されるようになり、これを大蔵省みずからが海外で売却して外貨を捻出するようになった。この結果、北米では4億2,800万ポンドが捻出されたと推定されている(表2注)。なお、売却さ

れずに大蔵省の手元に残された証券銘柄は「大蔵省ドル証券ポートフォリオ」と呼ばれる¹⁶⁾。

しかし、こうした努力にもかかわらず、英国の金・外貨準備は、戦争勃発時の6億500万ポンドから1940年末には僅か1億ポンド程度にまで減少した。そこで、41年半ば以降に新たな国際収支対策が開始され、英国の経常収支赤字ファイナンスの性格が変化していくのである。

その一つは、(3)の海外からの援助や借款の開始であった。1941年3月に米国において「武器貸与法」(Lend-Lease Act)が成立し、英国と

15) 米国は1939年11月に「中立法」(Neutrality Act)を修正して武器輸出を解禁したが、それは「現金払いと自国船(米国の船舶を使用しない)」「Cash and Carry」を条件とするものであった(Sayers, *op.cit.*, pp.363-364)。

16) 英国居住者からの金、外貨、外国証券の動員の推移については、BEQB/1967, *op.cit.*, pp.248-249を参照。また、北米における証券の売却については、Statistical Material Presented During The Washington Negotiations, London: HMSO, Cmd.6707, Dec.1945, p.9; Feavearyear, A.E., *The Pound Sterling: A History of English Money*, 2nd ed., Oxford U.P., 1963, pp.395-397 (一ノ瀬篤・川合研・中島将隆訳『ポンド・スターリングー英国貨幣史』新評論, 1984年, 411-412頁)を参照。なお、金・外貨準備を管理する英国の為替平衡勘定には、この時期、イングランド銀行発行部からの金の移管があった点にも注意する必要がある。すなわち、1939年1月にポンド防衛のために3億5,000万ポンドの金(市場評価)が移管されたのに続いて、同年9月には2億8,000万ポンドの金が移管されており、その時点でイングランド銀行発行部には10万ポンドの金を残すのみとなった。

スターリング地域に対して、軍事物資などを即座の支払なしに、貸与するものとされた¹⁷⁾。続いて同年7月には、英国は、米国の復興金融公社（RFC; Reconstruction Finance Corporation）から、4億2,500万ドルの借款を年3%の利子という条件で獲得した。この時、英大蔵省は、英国の保有する対米資産の残りを担保として預託した¹⁸⁾。これに続いて42年2月には、英米間で「相互援助協定」（Mutual Aid Agreement）が調印され、軍事支出における相互援助が開始されていくのである。さらに、カナダからの援助と借款も無視できない。まず1942年1月には、当時のカナダのポンド残高のうち7億加ドル相当額が、無利子の長期借款に切り替えられるとともに（ファンディング）、10億加ドルの新規贈与を行うことが決定された。また翌43年5月には、英加間でも「相互援助協定」が締結された¹⁹⁾。このような米国やカナダからの援助や借款により、それまで急減していた英国の金準備は42年から増加に転じ、45年の半ばには4億5,300万ポンドまで回復するに至るのであり、そこから、戦時下の「ドル不足」問題は解決をみたとまで言われたのである²⁰⁾。

17) 「武器貸与法」について詳しくは、Sayers, *op.cit.*, chap. VIII : Howson, *op.cit.*, p.31.

18) 米国では、1934年の「ジョンソン法」(Johnson Act)により第一次世界大戦の債務不履行国に対して、また37年の「中立法」(Neutrality Act)により交戦国に対して、それぞれ借款を禁止していた。それゆえ、既に述べたように英国は外貨資金の調達のために保有証券をじかに売却することが必要だったのであるが、41年6月に米国の特別規則により、RFCが米国証券を担保に外国政府へ借款を供与することが可能になった。英国の場合、この担保には、(1) 大蔵省が英国の保有者から買い取った米国証券、(2) 米国に所在する英国企業の子会社・関連会社の株式、(3) 英国の保有者から適当な条件で借り入れた市場性米国証券、が含まれており、総額で7億ドルと評価されていた。以上については、BEQB/1967, pp.248-249.

19) カナダとの取り決めについては、Sayers, *op.cit.*, pp.345-346, 351, 354-355による。

20) Feavearyear, *op.cit.*, pp.396-397（前掲訳書、412-413頁。）

今一つは、(4)の対外ポンド債務の急増であった。この要因の1つとしては、英国や連合国による海外軍事支出の増加などがあった。英国は英領インド、エジプト、パレスチナなど中東地域において、軍事支出や物資調達のために、多額のポンドを使用した。それだけでなく、現地における戦時インフレーションの昂進がまた、ポンド債務の名目的膨張をもたらしした。この現地のインフレーション問題は英本国の議会などでも度々議論的となったのであるが、公式にチェックされることはなかった。要因の第2は、英国による商品輸入の増加であった。すなわち、インド、マラヤ、セイロン、アフリカ、トリニダード、ギニアなど英領植民地の多くが主要生産物の対英輸出を急増させたほか、自治領のオーストラリア、ニュージーランドなども羊毛や食糧などを輸出した。また特別勸定国のアルゼンチンも食糧、原料、皮など、同じくブラジルも極東のゴムを代替する形で輸出を増加させた²¹⁾。かくして、戦時後半には英国の経常収支赤字の大きな部分が対外ポンド債務の増加によってファイナンスされるようになったのである。結局、表2に示されるように、英国は戦時中に11億ポンド余りの対外投資を売却する一方で、34億ポンドもの対外ポンド債務を負うことになった。

3 ポンド残高の急増

そこで、このように戦時下に急増した対外純債務の実態をみてみよう。まず、あらかじめ、英国の金・外貨準備と対外純債務の推移を総括的にみると、表3のとおりである。ここには、次のような特徴がみられる。

第1に、ポンド残高の規模の点では、戦争勃発直後の1939年末の約5億ポンドから戦争終結後の45年末に約36億ポンドへと急増している。ここには戦費支出に伴って一国の対外債務

21) 以上、戦時下における対外ポンド債務の増加の要因については、T267/29, paras.22-23による。

表3 英国の金・外貨準備と対外純債務

(年末残高, 単位: 百万ポンド, %)

	金・外貨準備(1)			対外純債務(2)			比率 (1)/(2)
	金	外貨	計	海外スターリング地域	非スターリング地域		
1932	243	206	37	468	246	222	51.9
1933	372	372	-	538	275	263	69.1
1934	415	415	-	580	316	264	71.6
1935	493	493	-	600	346	254	82.2
1936	703	703	-	721	358	363	97.5
1937	825	825	-	808	387	421	102.1
1938	615	615	-	598	339	259	102.8
1939	545	491	54	517	362	155	105.4
1940	108	70	38	{ 680 1, 170	544	136	{ 15.9 9.2
1941	141	126	15	1, 272	665	607	11.1
1942	254	192	62	1, 642	987	655	15.5
1943	457	252	205	2, 350	1, 433	917	19.5
1944	601	422	179	3, 015	1, 914	1, 101	19.9
1945	610	489	121	{ 3, 688 3, 567	2, 454	1, 234	{ 16.5 17.1

注: 1) - は0または1/2以下。

2) 金は1932~38年は市場価格, 39~44年は純金1オンス168シリング, 45年は純金1オンス172シリング3ペンス。

3) 外貨は当時の固定レートまたは平価。

4) 対外純債務は1932~41年はポンド建てと外貨建て, 1942~45年はポンド建てのみ, また, 1940年及び1945年の前後は厳密には比較できない。

出所: 'Reserves and Liabilities, 1931 to 1945,' Cmnd.8354, September 1951, HMSO.

"The Exchange Equalization Account: its origins and development," *BEQB*, December 1968, pp.389-390.

PRO: T267/29, 'Sterling Balances since the War,' Treasury Historical Memorandum, No.16, January 1972, Table 1.

PRO: T267/311~316, 'Exchange position and balance of payments estimates: quarterly bank statements (Bank Dossier),' 1941~45.

が一挙に増加するという, 一種の「転位効果」が明確にみられる。

第2に, ポンド残高を保有する地域をみると, 海外スターリング地域と非スターリング地域のいずれも増加しているものの, 1942年以降は特に海外スターリング地域の増加傾向がより顕著であった。

第3に, 英国の金・外貨準備に対する対外純債務の比率をみると, 金本位制離脱後の1930年代には目覚しい改善傾向をみせており, 1937年から39年までは100%を超えていたものの, その後は急低下し, 概ね10%台の低い水準が続いている²²⁾。前述したように, 英国の金・外貨準備(とくに金準備)は米国とカナダからの援助や借款によって改善したものの, その一方

で海外スターリング地域や非スターリング地域(連合国, 中立国など)に対するポンド債務が急増したのであり, その結果, 英国の金・外貨準備に対する対外純準備の比率も一挙に低下することになったわけである。

以下では, このような戦時ポンド残高の構造をより詳しく見てみよう²³⁾。

(1)国別内訳

まず, ポンド残高の国別内訳をみたものが表

22) 1930年代における英国の対外ポジションの改善とその背景については, 上川孝夫「複数基軸通貨体制の回顧 - 1930年代スターリング地域の経験 -」上川孝夫・今松英悦編『円の政治経済学』同文館, 1997年, 第11章を参照。

表4 英国の対外純債務の国別内訳

(単位：百万ポンド)

	銀行等		対英国政府貸付	
	1941年 12月末	1945年 6月末	1941年 12月末	1945年 6月末
海外スターリング地域				
インド	247.1	1,107.9		30.5
セイロン	13.5	60.8	3.8	7.6
ビルマ	0.6	10.8		
マラヤ	93.8	84.3	2.3	2.1
香港	34.6	32.4		
エジプト, スーダン	109.4	396.6		5.5
パレスチナ・トランスヨルダン	34.3	115.8		
オーストラリア	26.8	117.4		
ニュージーランド	8.9	63.0		
西アフリカ	47.4	90.9	0.8	1.6
東アフリカ	33.0	81.0	2.7	13.0
南アフリカ	-2.3	32.8		
その他英領アフリカ	17.1	36.4	0.3	6.1
トリニダード	7.8	19.4	0.8	3.2
ジャマイカ	4.1	10.1		0.3
その他英領西インド諸島	13.8	30.2	1.1	1.7
その他英領植民地, 委任統治領	31.1	82.8		12.4
エール	60.2	178.1		
イラク	18.8	70.2		
アイスランド, フェロー諸島	9.0	17.2		
自由フランス領植民地	1.6	-		-
ベルギー領	11.5	-		-
未分類	1.4	1.9		
計	823.5	2,640.5	11.8	84.0
非スターリング地域				
米国	-28.0	0.5	85.6	67.4
カナダ	} 191.0	-2.8	} 0.1	132.5
ニューファンドランド		0.5		2.8
アルゼンチン	1.1	84.8		0.1
ブラジル	1.7	36.4		
ウルグアイ	0.4	14.2		
その他中南米	3.6	6.8		
ノルウェー	41.2	90.1		
ポルトガル	18.1	77.9		
オランダ	40.2	67.9	10.0	4.7
ギリシア	49.3	54.5		
フランス	18.8	39.6		-62.9
ベルギー	6.5	37.3		
スペイン	0.3	5.7		
スウェーデン	4.7	5.5		
スイス	2.8	5.3		
トルコ	1.1	6.4		
ドイツ	-19.8	-2.0		
イタリー	2.1	3.2		
ソ連	-0.8	-0.1		

中国	5.2	22.6		
ベルシア	2.6	21.6		
シヤム	12.9	12.9		
日本	0.6	0.9		
その他諸国	1.5	23.5		
計	357.1	613.2	95.7	144.6
合計	1,180.6	3,253.7	107.5	228.6

注：1) 空白はゼロ、-は該当項目なし。マイナスの数値は英国の対外純債権を示す。なお、当該時期の数値が利用できないため、直近の他の時期の数値を利用している場合がある。

2) 「銀行等」は英国所在の銀行(引受商会、割引商会を含む)の預金・貸出・手形のほか、銀行がその海外店のために保有している英国政府証券を含む。ただし、海外店とのポジションはネットの数値を採用している。このほか、スターリング地域の数値には、クラウン・エイジェント、カレンシー・ボード等による保有分を含む。

3) 国には海外領土等を含む場合がある。

出所：PRO：T236/311～316, 'Exchange position and balance of payments estimates : quarterly bank statements (Bank Dossier)', 1941～45, Bank of England, より作成。

表5 英国の対外債務・対外債権・対外純債務の内訳

(単位：百万ポンド)

	海外スターリング地域		非スターリング地域	
	1941年 12月末	1945年 6月末	1941年 12月末	1945年 6月末
英国の対外債務	905.9	2,779.2	543.5	915.6
銀行：海外店	266.4	649.1	9.6	32.9
その他非居住者	372.6	1,397.7	219.5	179.7
登録勘定			} 36.3	32.8
特別勘定				223.8
自由ポンド			5.0	31.6
封鎖ポンド			10.6	17.4
クラウン・エイジェント	182.0	296.1		
カレンシー・ボード	55.1	156.3		
連合政府等			97.5	132.7
敵国等			69.3	45.3
その他	18.0	196.0		
対英国政府貸付	11.8	84.0	95.7	219.4
英国の対外債権	70.6	54.7	90.7	157.8
銀行等	70.6	54.7	90.7	83.0
対外国政府貸付				74.8
英国の対外純債務	835.3	2,724.5	452.8	757.8
銀行等	823.5	2,640.5	357.1	613.2
対英国政府貸付	11.8	84.0	95.7	144.6

注：1) 空白はゼロ。当該時期の数値が利用できないため、直近の他の時期の数値を利用している場合がある。

2) 上記表には英国の為替平衡勘定に係る数値は含まれない。

3) 「銀行」は英国所在の銀行(引受商会、割引商会を含む)の預金・貸出・手形のほか、銀行がその海外店のために保有している英国政府証券を含む。「海外店」の数値は各銀行のその海外店に対するネットのポジションの集計、「その他非居住者」はグロスの数値である。

4) 「自由ポンド」の1941年12月末の数値は登録勘定諸国のもの、45年6月末の数値は登録勘定諸国と特別勘定諸国のもの、その他項目を一部含む。

5) 「封鎖ポンド」は「国防(金融)規則」3Eにより封鎖された資本支払い等である。封鎖ポンドの一部は上記「銀行」に含まれる。

6) 「銀行等」は「銀行：海外店」以下「その他」までの項目の合計額。前掲表4の「銀行等」に等しい。

7) 「対外国政府貸付」は英国政府による対フランス政府貸付のみを記載。

出所：PRO：T236/311～316, 'Exchange position and balance of payments estimates : quarterly bank statements (Bank Dossier)', 1941～45, Bank of England, より作成。

4である。ここでポンド残高として含まれているのは「銀行等」と「対英国政府貸付」であるが、その説明は表5の注記欄に示されるとおりである。

最初に、「銀行等」をみると、海外スターリング地域ではインドが突出して大きく、同地域の約30～40%を占めていた。これに続くのがエジプト、スーダン（英国・エジプトの共同統治下）、パレスチナ・トランスヨルダンなどであり、また自治領のオーストラリア、ニュージーランド、エールのほか、英領植民地、委任統治領もそれぞれ増加していた。これに対して、非スターリング地域については、欧州諸国ではノルウェー、ポルトガル、オランダ、ギリシア、フランス、ベルギーなど、南米諸国ではアルゼンチン、ブラジルなどが目立っている。

続いて「対英国政府貸付」をみると、海外スターリング地域でも無利子の対英国政府貸付が行われていたが、非スターリング地域による貸付のほうが圧倒的に大きかった。まず米国の場合、二つの時期の数値はともに1941年7月に

23) ここで、以下の表4から表6-2までの四つの表について一言しておきたい。英国では1930年の『マクミラン委員会報告書』の中で海外ポンド残高に関する特別調査の結果が公表されたが、同委員会が調査の継続を勧告したことを受けて、翌31年からロンドンの外国資金に関する諸銀行の報告書として「外国資金報告書」(Foreign Funds Returns)の作成が始まった。しかし、第二次世界大戦の勃発と為替管理の導入を受けて、従来の報告書は廃止され、より広い範囲で収集した資料をもとに新しい報告書(四半期毎)の作成が開始された。それがこの4つの表の出所に書かれている報告書である。以上の経緯については、PRO:T236/311, Cobbold to Waley, 30 June 1941を参照。なお、この四半期報告書の最初のものは1942年3月末日付のものであるが、この中には41年12月末現在の数値(改訂)も含まれている。

ちなみに、戦時下における英国の為替平衡勘定に関する詳細な財務数値は、以下から入手できる。これはイングランド銀行作成の月次報告書であり、1939年10月以降、毎月、戦時内閣に送付していたものである。PRO:T236/1538~1540, 'Exchange Equalization Accounts assets monthly bank statements,' Jan.1938~Dec.1947.

行われた復興金融公社(RFC)による融資の残高を示している。カナダの場合、後者の時期の数値は42年1月に実施された7億加ドルの融資の残高を示しており、前者の時期に累積していたポンド残高を長期借換え(ファンディング)したものであることは既に述べたとおりである。一方、オランダの数値は英蘭金融協定にもとづく1,000万ポンドの融資の残高を示している。フランスの後者の時期の数値も英仏金融協定のもとでの両国政府間の相互信用の残高を示しており、英国からフランスへの貸付1,100万ポンドと、フランスによる英国への貸付7,400万ポンドとの差額が計上されている。

(2)形態別内訳

次に、表5はポンド残高の形態別内訳をみたものである。ここには英国の対外債務、対外債権、対外純債務の順に示されているが、このうち対外純債務はネットのポンド残高を示すものであり、上にみた表4の数値と一致している。一方、対外債務はグロスのポンド残高であるが、以下ではこのグロスの数値のみでみよう。なお、表5はそれぞれの勘定項目に関する報告書にもとづいて記載されている関係上、たとえば「銀行」には英国所在銀行の勘定が示されているが、報告書が異なることにより、英国所在銀行の勘定は他の項目(「登録勘定」、「特別勘定」、「自由ポンド」等々)においても示されているので注意が必要である。

まず、海外スターリング地域をみると、「銀行」、「クラウン・エイジェント」、「カレンシー・ボード」が保有の中心となっている。最も大きいのは「銀行」であるが、これは英国所在銀行(引受商会、割引商会を含む)の対外債務を表わしている。この相手方となる海外の債権者は「海外店」(本店ないし支店)と「その他非居住者」である。その保有形態としては、短期資金(預金・貸付・手形)のほか、海外店のために保有されている英国政府証券(長期証券)を含んでいる。これは海外店が余剰資金を大蔵省証券(TB)以外に投資することが慣行となっていた

表6-1 英国の対外純債務の保有主体別内訳：海外スターリング地域（1946年12月末残高）

(単位：百万ポンド)

	中央銀行	カレンシー・ ボード	クラウン・ エイジェント	その他 公的保有	商業銀行 資金	対英国 政府貸付	計
インド	1,214.0			8.8	24.5	18.7	1,266.0
セイロン			47.9		9.6	7.5	65.0
ビルマ				36.4	1.6		38.0
マラヤ			64.6		26.9		91.5
香港			21.5		36.1		57.6
エジプト, スーダン	335.7				59.0		394.7
パレスチナ・トランスヨルダン		44.7	10.0		61.1	0.8	116.6
オーストラリア	153.2			3.0	1.1		157.3
ニュージーランド	73.2				5.0		78.2
西アフリカ		42.3	34.0		19.9	1.7	97.9
東アフリカ		22.1	23.8		26.7	17.0	89.6
南アフリカ	5.4		0.4		-0.3	0.1	5.6
南北ローデシア, ニアサランド		7.7	5.3		23.8	5.7	42.5
トリニダード			7.0		9.9	0.9	17.8
ジャマイカ			5.6		5.4	0.3	11.3
その他英領西インド諸島		0.5	9.5		17.5	1.8	29.3
その他英領植民地, 未分類			46.5		30.9	4.9	82.3
エール	43.1				159.5		202.6
イラク		42.5	1.1		23.7		67.3
アイスランド					5.9		5.9
フェロー諸島					2.6		2.6
計	1,824.6	159.7	277.1	48.2	550.4	59.4	2,919.4

注：1) マイナスの数値は英国の対外純債権を示す。一部数値の利用できないものや、数値の過大なものがある。

2) 「商業銀行資金」はネットの数値。一部公的保有を含む。

3) オーストラリアの「その他公的保有」には一部民間保有を含む。

4) アイスランドの「商業銀行資金」には中央銀行を含む。

出所：PRO：T236/1558, 'Exchange position and balance of payments estimates：quarterly bank statements (Bank Dossier),' 4th. quarter 1946, Bank of England, より作成。

からである。

次に大きいのは「クラウン・エイジェント」と「カレンシー・ボード」である。クラウン・エイジェント (Crown Agent) とはロンドンに設置され、植民地のために政府資金や通貨準備を保管する植民地の代理機関のことであり、ポンド残高を有している。一方、カレンシー・ボード (Currency Board) は現地に設置された植民地通貨を発行する機関のことであり、その通貨発行の準備にはポンド残高が使われている。この場合、通貨準備としてのポンド残高の管理は、ロンドンのクラウン・エイジェントが代理しているケースが多かったが、例外的にカレンシー・ボードがロンドンに設置されて、ポンド残高を

保有しているケースがみられた (西アフリカ、東アフリカなど)。なお、表5の後者の時期においてクラウン・エイジェントとカレンシー・ボードがポンド残高として保有していたのは、銀行資金、TB、投資であったことが分かっている。

一方、非スターリング地域については、まず注目されるのは「登録勘定」と「特別勘定」の動きであり、特に後者が大きく増加している。既に述べたように、登録勘定とは米国とスイスの民間銀行の保有していたポンド勘定のことであり、金、米ドル、スイス・フランに対する交換がそれぞれ保証されていたのに対して、特別勘定は交換性を公式には認められておらず、それを利用しなければ蓄積するしかなかった勘定

表6-2 英国の対外純債務の保有主体別内訳：非スターリング地域(1946年12月末残高)
(単位：百万ポンド)

	中央銀行	その他 公的保有	封鎖 ポンド	留保勘定	その他 商業銀行 資金	対英国 政府貸付	計
米国		1.0	5.8	-9.0	13.3	362.3	373.4
カナダ, ニューファンドランド	1.4	1.1	10.0	-3.6	13.8	253.4	276.1
アルゼンチン	129.7	0.5	0.8	-4.6	1.8		128.2
ブラジル	59.7	0.2	0.1		0.1		60.1
ウルグアイ	17.4				0.1		17.5
ポルトガル	20.6		0.2		4.5	61.2	86.5
ノルウェー	28.8	10.9			16.0		55.7
ギリシア	17.0				28.1		45.1
ベルギー	17.7				24.3		42.0
スウェーデン	29.5				8.7		38.2
イタリー	5.2				29.9		35.1
オランダ	5.0	3.5			20.7		29.2
スイス	10.7		2.5		5.6		18.8
スペイン	1.8	2.6			2.5		6.9
ドイツ, オーストリア					-2.7		-2.7
フランス	9.6	0.2			38.9	-97.6	-48.9
トルコ	3.6				8.4		12.0
ソ連	0.2				4.6		4.8
ペルシア	16.1				6.2		22.3
中国			0.2		20.8		21.0
シヤム	3.6	11.0			0.9		15.5
日本					0.8		0.8
その他諸国	12.8		1.0		31.3		45.1
国際機関		25.8					25.8
計	390.4	56.8	20.5	-17.2	278.6	579.3	1,308.4

注：1) マイナスの数値は英国の対外純債権を示す。また、一部数値の利用できないものがある。

2) 「その他商業銀行資金」はネットの数値。一部、中央銀行、公的保有を含む。

3) 国には海外領土等を含む場合がある。

出所：表6-1に同じ。

であり、こうした両勘定の相違がここには反映されていると考えられる。先に表4でみた南米諸国や欧州諸国におけるポンド残高の増加は、主にこの特別勘定の形態によるものと推測される。次に「自由ポンド」と「封鎖ポンド」は、これも既に述べたように前者は旧ポンド、後者は証券取引などに関するものであるが、いずれも統計としては不完全なものである。

(3)総括表

最後に、表6-1と表6-2は、それぞれポンド残高の形態別内訳を国別内訳とクロスさせてみ

たものである。これまでの表とは異なり、やや時期が下がって1946年12月末の数字を示しているが、これは中央銀行も含むより明確な形で保有主体が示されるようになったのは、この統計が最初だからである。

表6-1の海外スターリング地域からみると、大口の残高保有国であるのはインド、エジプト(スーダンを含む)、オーストラリア、ニュージーランドなどであるが、これらはいずれも中央銀行が最大の保有主体となっている。一方、英領植民地の多くはカレンシー・ボードやクラウン・エイジェントが中心的な保有主体となって

いる。このほか商業銀行の保有が挙げられるが、これがとくに目立つのは民間銀行のシェアが大きいエールである。これに対して、対英国政府貸付は、概して少なかった。

続いて表6-2の非スターリング地域をみると、ポンド残高の大きい国のうち、南米諸国のアルゼンチンやブラジルではやはり中央銀行の保有が大きかったのに対して、欧州諸国は国によりバラツキはあるものの、中央銀行と商業銀行がほぼ同じ割合で分布している。したがって南米諸国は海外スターリング地域に近い保有構造をもっていたと考えられる。一方、対英国政府貸付は、前にも見たとおり、北米が突出している。ただし、1946年12月末の数字であるため、後述するような戦後に入ってから新たな取り決めの影響が出ている。たとえば、米国の貸付残高は、戦時中の復興金融公社（RFC）による借款5,200万ポンドのほか、武器貸与援助1億6,100万ポンド、次に述べる英米金融協定にもとづく信用枠の残1億4,801万ポンドを合計したのとなっており、一方、カナダの貸付残高も戦時中からの無利子融資1億1,700万ポンドのほか、次に述べる英加金融協定にもとづく信用枠の残1億3,400万ポンドの合計となっている。ポルトガルとフランスの残高、封鎖ポンドについては、既に述べた内容と同じであるので、ここでは説明を省略する。

Ⅲ 戦後「英米金融協定」とポンド残高問題

1 「英米金融協定」の締結

(1) 協定の諸条項

第二次大戦終結後の1945年9月2日、トルーマン米大統領は武器貸与援助の突然の中止を宣言した。これにより英国では戦後復興期に生ずると予想される赤字を補填するに足るだけのドルを調達するという緊急の課題が生じた。同年9月、ケインズ卿（Keynes, J.M.）によって率いられた英国の代表団はワシントンにて対米交渉を行い、同年12月6日、両国政府の間で協定が調印された。いわゆる「英米金融協定」（Financial Agreement between the Governments of

the U.S. and the U.K.）である。この協定は12月27日に英議会にてブレトンウッズ協定とともに批准される一方、米議会では翌46年7月13日に批准され、その2日後の15日に発効した。なお、同協定は「ワシントン協定」（Washington Agreement）とも呼ばれる²⁴⁾。

この英米金融協定の概略を示せば、以下のとおりである。(1)武器貸与援助および相互援助協定の終結を決定する。(2)武器貸与援助のうち6億5,000万ドルを除く全額につき、返済義務を免除する。なお、この6億5,000万ドルは米国が武器貸与終了後に英国に対して供与した財貨、および英国によって引き継がれた米軍設備の相当額であり、これを借款に切りかえる。(3)米国はまた37億5,000万ドルの信用枠（クレジット・ライン）を供与し、1951年12月末日に至るまで随時引き出せるものとする。(4)先の借款とこの信用枠にもとづいて引き出された額は、年2%の利付きとし、51年12月末日から期限50年の賦払で返済するものとする²⁵⁾。

この英米金融協定の他の最も重要な条項は、広く知られているように、米政府から37億5,000万ドルの信用枠を得る見返りの一部として、協定発効後1年以内に、つまり1947年7月15日までに、経常取引に関するポンドの交換性をなす義務を英国が負ったことである。ここで交換性の対象とされたポンドは、一つには諸外国が戦時中に蓄積したポンド残高（sterling balances）であり、いま一つは協定発効後に経常取引により取得したポンド（current accruals of sterling）である。英米金融協定では、これら

24) 「英米金融協定」については、*Financial Agreement between the Governments of the United States and the United Kingdom*, London:HMSO, Cmd.6708, Dec.1945. あわせてT267/29, para.43を参照。

25) なお、英政府は、本協定調印の翌1946年3月に、カナダ政府との間で「英加金融協定」に調印したが、それは英米金融協定と同じ条件で、2億8,100万ポンドの信用枠の供与を受けるといったものであった。

の二つのポンドについて、スターリング地域と非スターリング地域に分けて、それぞれの処理方法と交換性付与に関する条項が定められたのである²⁶⁾。

まず、スターリング地域については、以下のとおりであった。

(1) 経常取引により取得したポンドは、米国が後日特別のケースに同意しないかぎり、協定発効後1年以内に、差別なく、いかなる地域にも、経常取引に対して自由に利用できるものとする。その結果、スターリング地域のドル・プール制による差別は除かれるものとされた(英米金融協定第7条)。

(2) 蓄積ポンド残高については、これを①直ちに「解除」(release)される残高、②何年かにわたって年賦で「解除」される残高(1951年から開始される)、③戦時および戦後の債務の決済に充当する等のために「調整」(adjust)される残高、の三つの範疇に分けるものとし、このうち①、および②のうち解除される残高は、先の(1)の経常取引により取得したポンドとともに、自由に利用可能とする。そしてそのために関係国との取り決めを早期に交渉することにコミットするものとされた(同第10条第1項、第2項)。

次に、非スターリング地域については、以下のようにであった。

(1) 経常取引により取得したポンドは、やはり同様に米国が後日一定の条件で特別のケースに同意しないかぎり、協定発効後1年以内に、経常取引に対する支払いと振替に関する制限を課さないものとする(同第8条第2項)。

(2) 蓄積ポンド残高についても、関係国との早期の取り決めをなすことにコミットするものとし、これにもとづいて解除されたポンドは自由に利用可能とされるものとされた(同第10条第1項第一パラグラフ、第2項)。

以上のごとく、英米金融協定においては、米国から信用枠が供与されるのを見返りに、英国

は蓄積ポンド残高のうち解除される残高、および経常取引により取得したポンドについて、協定発効後1年以内に、つまり1947年7月15日までに、経常取引に関する交換性をなす義務を負ったのである。IMF協定の規定による「過渡期」は戦後の5年間と定められていたのであるが、これよりもはるかに早く経常取引に関する為替制限の廃止を約束させられたわけである。

(2) ケインズと英大蔵省・イングランド銀行

以下では、この英米金融協定をめぐる交渉、およびポンド残高の処理をめぐる英当局内の議論について、ケインズ卿、および英大蔵省、イングランド銀行を中心にみてみよう。

まず、ケインズ卿(Keynes, J.M.)であるが、かれは対米交渉に向けた準備として1945年7月23日に「連合王国の対外金融ポジションの現況」と題する覚書をまとめており、これが大蔵省内において、イングランド銀行から提出された文書とともに議論の対象となった。その後、8月13日にはこの覚書の改訂版とともに「わが国対外金融の見通し」という論文を配布するとともに、使節団が英国を離れた9月2日の二日後の4日には、この覚書の更なる改訂版として「ポンド圏における金融協定、ならびに武器貸与後の合衆国と連合王国間の金融協定に関する提案」を訪問先のカナダから英蔵相のもとに送っている。この最後の覚書の骨子は、以下のようにであった²⁷⁾。

第1に、スターリング地域システムは大いな

27) 以上の経緯、および9月4日付け覚書については、以下に掲載されている。Keynes, J.M., *Activities 1944-1946: The Transition to Peace*, in *The Collected Writings of John Maynard Keynes*, Vol. XXIV, ed. by Moggridge, D., Macmillan and Cambridge U.P., 1979, pp. 377-451 (堀家文吉郎・柴沼武・森映雄訳『平和への移行 - 1944~46年の諸活動 -』、『ケインズ全集』第24巻) 東洋経済新報社, 2002年, 400-472頁。) ただし、本稿ではこの邦訳をそのまま利用していない。

26) 以下の説明は、T267/29, para.50による。

る成功だったが、大きな債務負担を生じさせ、われわれ自身では解決できない状況をもたらした。この状態を永続させないことが、われわれの利益のみならず、米国の利益である。この問題を解決するために、われわれは、米国が3年間に50億ドルをわれわれの処分に供するべきであることを示唆する。この援助は、過渡期に予想される英国の国際収支赤字、および海外スターリング地域のポンド残高の一部を利用することを可能にすると思われる。なお、この米国の資金供与の形態として、ケインズは無償援助を期待していたが、この覚書ではそれが難しくなりつつあるとの悲観的な見方を示していた。

第2に、戦争終結後に予想されるスターリング地域のポンド残高130億ドル(120億ドル～140億ドル程度)のうち、40億ドルは英国による戦費負担として償却されるべきである。残りの90億ドルのうち、8億ドルは直ちに無差別に経常収支赤字に利用できるものとし、残る約80億ドルは最長50年間の年賦により解除するものとする。この解除は戦後5年後に開始され、その残高には利子は付されない。そして、このようにして利用可能となったポンドは、いかなる国との経常取引に使えるものとするが、これは米国にとって利益になるものである。この計画は、可能なかぎり戦後の早い時期、たとえば1946年末に実施に移すものとする。

第3に、したがって、以上による英国に対する救済の総額は、スターリング地域からの40億ドル(償却分)、および米国からの50億ドル(援助分)であり、計90億ドルとなる。このほか、カナダからも若干の援助を希望する。

このケインズの覚書、あるいはそれに先行するかれの文書をめぐっては、英大蔵省とイングランド銀行内に様々な議論があったのであるが、ケインズの提案については、とりわけ償却や長期借換え(ファンディング)を実施に移すことの困難さが指摘されていた。たとえば、償却に関しては、それはインドやエジプトなどの大口のポンド残高保有国が喜んで受け入れそうになく、また強要できないとの議論があった。

長期借換えについても、ポンド残高には民間残高が多くあり、そうした民間人の財産である残高は政府によって取得されることによってのみファンディングされうるのであり、そうした手続きに固有の問題を無視している、あるいは長期債には金利を付すことさえも困難である、などの議論があった。

このような状況の下において、閣内の大臣らは、ケインズの覚書にそって、米国との間であらゆる可能性について議論する自由をケインズに与える一方で、1945年9月に英蔵相がワシントンに送った電信に見られるように、償却に関する提案を英国の提案として出す気には毛頭なれず、交渉の過程で機会さえあれば、これを米国側の提案であることを確保するべく一定の骨を折ったのである²⁸⁾。

結局、1945年12月に調印された英米金融協定のもとでの米国からの資金供与は、ケインズの提案とは違って、有利子の借款という形をとり、しかもそれは50億ドルではなく37.5億ドルにすぎなかったのであり、戦後過渡期における英国の赤字をカバーするには十分なものではなかった。しかも、この信用枠を協定発効日に存在する第三国への義務を果たすために使うことも排除されたのである。

英米金融協定の調印を受けて、その後ケインズは、ポンド残高の最終的解決に関する提案を出した。たとえば、1946年1月23日付の「スターリング地域の交渉に関する覚書」がそれであり、その後、大蔵省内における討議を経て、同年2月5日付の「スターリング地域の交渉」という短い覚書をまとめている²⁹⁾。この後者の覚書において、ケインズは、当時30億ポンド以上と見積もられたポンド残高の処理について、次のような単一のアプローチにもとづく処理案を示した。すなわち、30億ポンドを超える額はすべて、1946年から51年にかけて解除する。ま

28) 以上のケインズの覚書をめぐる英当局内の議論や対応については、T267/29, paras.43-49による。

た10億ポンドは即時償却する。残りの20億ポンドは、51年以降の50年間にわたって年賦で解除する、というものであった。このようにケインズの覚書には、スターリング地域のポンド残高について、対米交渉に向けた以前の彼の覚書と同様、英米金融協定第10条第1項で規定されている三つの範疇に分けた処理、すなわち、「調整」（すなわち「償却」）を盛り込む一方で、直ちに「解除」して利用可能とする部分と、50年という長期で年賦により「解除」する部分が含まれていたのである。

このようなケインズの提案に対して、英通貨当局は、単一のアプローチで交渉するというコミットメントを避けつつも、償却や長期借換えの要素を含むこのケインズの提案に沿って、各国との交渉を試みることを開始した。しかしながら、各国との交渉は困難を極めた。結局、最終的に決着をみた一連の取り決めでは、以下に述べるように、一部を除いて、償却や長期借換えが行われることはなく、直ちに解除すべき額と短期ないし中期的に年賦で解除する額とが規定され、この解除されたポンドは、經常取引により取得したポンドとともに、協定発効後1年以内に、經常取引に関して利用可能とするという方針がとられたのである。つまり、英米金融協定に明記されたポンド残高の処理方法は、そのままの形では取り入れられなかったのであるが、ポンドの交換性を回復するという義務は果たされることになったのである³⁰⁾。そこで、以下、主要地域別に、その交渉の経緯と特徴につ

29) この覚書は以下に収められている。Keynes, J.M., *Activities 1940-1946: Shaping the Post-War World: Employment and Commodities*, in *The Collected Writings of John Maynard Keynes*, Vol. XXVII, ed. by Moggridge, D., Macmillan and Cambridge U.P., 1980, pp.446-458, 460-463 (平井俊顕・立協和夫訳『戦後世界の形成—雇用と商品—1940～46年の諸活動—』、『ケインズ全集』第27巻) 東洋経済新報社, 1996年, 508-522, 525-528頁。) ただし、本稿ではこの邦訳をそのまま利用していない。

30) 以上のようなケインズの提案とその後の経過については、T267/29, para.52による。

いてみよう。

2 「英米金融協定」に伴う英国の対応

(1) 海外スターリング地域諸国

最初に海外スターリング地域諸国との交渉であるが、ここでは償却も長期借換えも原則として取り入れられることはなかった。

まず、償却（あるいは調整）という要求は、当然にもスターリング地域の強い反発をもたらした。ドールトン英蔵相 (Dalton, H.) は、インドやエジプトのような大口の保有国との間で償却のための交渉が成功を取めるには、自治領が模範を示さないと期待できないとして、オーストラリアとニュージーランドの各首相に対して、当時の推定ポンド残高（オーストラリアは8,500万ポンド、ニュージーランドは4,200万ポンド）の半額を償却するよう求めた。これに対して彼らは検討を約束した。1947年2月初め、同蔵相はイーディ (Eady, E.) とコッボルド (Cobbold, C.F.) をインド、エジプト、イラク、イランに交渉のために派遣したが、インドとエジプトは償却は問題外との態度を直ちに表明し、イラクやイランとの交渉も不発に終わった。3月にオーストラリアとニュージーランドがそれぞれ2,000万ポンドと1,000万ポンドを贈与とする旨を公表したが、しかしこの決定も他の国との交渉に影響を与えることはなかった。

その後、後述するように英米金融協定にもとづく信用枠からのドルの引出しが予想以上に早く行われているということが明らかとなったので、同蔵相は態度を硬化させ、1947年3月下旬には、ポンド残高に関するいかなる交渉も一定の償却の要素がなければならぬとの指示を出した。さらに5月上旬にブラジル商工会議所 (The Brazilian Chamber of Commerce) で行った講演の中で、同蔵相は、ポンド残高は「非実際的で、不当な、支持できない負担」であると述べた。このスピーチは暗にインドとエジプトに向けられたものであり、一部の新聞報道で熱狂的に支持されもしたが、両国は拒否の態度を貫いた。結局、償却という要求がふたたび大きく

表明されることはなかったのである。

一方、長期借換えについては、これはポンド残高保有国に提案されることさえなかったといわれる。大蔵省とイングランド銀行はポンド残高の長期借換えとそれによる割賦返済について語ることは全く不適切であると考えていた。その理由は、ポンド残高は一般に債券の性格を有するものではなく、その大部分はスターリング地域の通貨準備、あるいは諸銀行の資産として保有されていたからである。また、長期借換えを行うことは、スターリング地域経済への打撃になり、ポンドからの資本逃避やポンド建て貿易の困難化をもたらすことも懸念されたのである。そこで、1947年5月初めに英当局は、償却や長期借換えという方針をとらずに、短期ないし中期の協定を締結して、その中で解除額と封鎖額を決めることが賢明だという結論に達したのである。

このような方針にもとづいて、英国が実際に協定を締結した国は、エジプト、スーダン（エジプトと英国の共同管理国）、インド、イラク、ビルマ、セイロン、パレスチナ・トランスヨルダンであった。これに対して、交渉が行われなかった国のうち、オーストラリアとニュージーランドはドル節約が期待されたこと、エールはポンド残高の大部分が民間保有であり封鎖が困難であったこと、また南アフリカ連邦は英国との間に「金売却協定」（1946年）があり、その一つの条件としてポンド残高の封鎖や償却をしないことに同意していたことが、それぞれの主な理由であった³¹⁾。以下では、最初の締結国であるエジプトとの協定、および最大のポンド残

高保有国インドとの協定をみてみよう³²⁾。

まず、英国とエジプトとの間の協定が調印されたのは1947年6月末のことであった。協定の有効期間はエジプトの要望より同年12月末までの半年間とされた。この協定においては、エジプトのポンド残高を「第1勘定」(No.1 Account)と「第2勘定」(No.2 Account)に分け、第1勘定には2,000万ポンド（うち1,200万ポンドはワーキング・バランス）を貸記して、これをただちに利用可能とするものとされとともに、残額は第2勘定に貸記され、封鎖の対象とされた。なお、エジプトは当時スターリング地域のメンバーであったが、エジプトが為替管理を導入して、スターリング地域との資金移転の自由を制限したために、この協定においては、エジプトがスーダンとともにスターリング地域を離脱することも同意された。

次に、英国とインドとの間の協定は1947年8月に調印された。ここでも同年12月末までの短期の取り決めとされたが、それはエジプトの先例に影響を受けつつも、同年8月のインドとパキスタンの独立という憲政上の変化を考慮したためであった。協定の特徴も概ねエジプトとのそれを踏襲したものであった。すなわち、インドの中央銀行であるインド準備銀行のポンド残高11億6,000万ポンドのうち、6,500万ポンド（3,000万ポンドのワーキング・バランスを含む）を「第1勘定」(No.1 Account)に、残りの10億9,500万ポンドを「第2勘定」(No.2 Account)に貸記する。第1勘定は自由残高であり、協定発効後にインドが経常取引により取

31) 以上の経緯については、T267/29, para.52, 73-74による。なお、「金売却協定」とは、南アフリカ連邦の中央銀行である南アフリカ準備銀行がイングランド銀行に対して1946～47年に各年最低8000万ポンドの金を売却する一方、イングランド銀行が南アフリカ連邦の必要とする米ドルなどの外貨をポンドと交換に供給するというものであった（South African Reserve Bank, *Annual Report*, 1946, pp.8-11, 1947, p.7）。

32) 以下、英国とエジプトとの間の協定については、T267/29, para.64。また、英国とインドとの間の協定については、T267/29, paras.65, 220-221; Dahr.B., *The Sterling Balances of India*, Calcutta: Nababharat Publishers, 1956, pp.105-107を参照。なお、インドとの協定は、英国とインド・パキスタン共同の協定であり、パキスタンが英国との独自の協定交渉に入るのは、本協定満了後の48年1月のことである。その他のスターリング地域諸国との協定については、T267/29, paras.66-71を参照。

得したポンドとともに、あらゆる通貨地域との経常取引での支払い、またスターリング地域居住者へのいかなる支払いにも利用可能であるとされた。一方、第2勘定は封鎖残高であり、これの利用はインド準備銀行とイングランド銀行との協議にもとづく一定の資本取引での支払いに限定された。なお、英国とインドとの協定が調印されたのは47年8月14日のことであるが、これは前月の7月15日に英米金融協定にもとづくポンドの交換性回復が実施されている最中のことであった。

(2) 欧州諸国

スターリング地域以外の諸国のうち、英国が戦略的に重視していたのは欧州諸国であった。というのも、当時の英政府内には、欧州諸国のポンド残高を、戦後のポンドの復権・国際化戦略に関わる重要な問題として位置づける見方が存在していたからである。既に述べたように、ポンド残高処理に関するケインズの提案は償却と長期借換えを基本としていたが、大蔵省やイングランド銀行内には、国際通貨としてのポンドの地位を欧州地域において確保するという構想があったため、このようなケインズの提案を欧州に適用することは論外であった。1944年7月のブレトンウッズ会議でIMFの創設が決まったが、IMFは米国の利害に結びついているため、これに全面的に依存できないという考え方が、当時の英当局内部に存在していた。英国にとって重要なことは非ドル地域諸国との関係であって、後者はロンドンを世界の金融センターとして、またポンドを国際通貨として受け入れることを慣行としてきたことから、これはIMFに任せられる問題ではなく、英国が面倒をみなければならぬとの立場であった³³⁾。

このような対欧州構想の具体化は、ブレトンウッズ会議の翌月、1944年8月のパリ解放後に既に進められていた。すなわち、英政府は欧州主要9カ国（中立国、およびロンドンに亡命していた政府）との間に交渉を開始し、それにもとづいて「通貨協定」(monetary agreement)

を締結したのである。最初に締結したのは同年10月のベルギーであり、その後、オランダ、フランス、ポルトガル、スイス、デンマーク、ノルウェー、スウェーデン、チェコスロヴァキアへと続いた³⁴⁾。

この通貨協定は、ほぼ共通の内容を含んでおり、英国が最初に締結したベルギーとの協定の概要を示せば、以下のとおりである³⁵⁾。(1)ベルギー中央銀行とイングランド銀行は、それぞれ相手国通貨と引き換えに自国通貨を公定レートで売却する。この公定レートは通常双方の事前の協議なくしては変更されない。(2)ベルギー中央銀行はイングランド銀行に保有するポンド勘定において、スターリング地域からポンドを受け取るとともに、スターリング地域への支払いにあてる。同じ取り決めは、イングランド銀行がベルギー中央銀行に保有するベルギー・フラン勘定についても行われる。(3)黒字国の中央銀行は赤字国の中央銀行に対して、相手国通貨と引き換えに自国通貨を売却するが、この自国通貨の売却には国際収支の変動を考慮に入れた上

33) 以上のようなブレトンウッズ体制の評価をめぐる英国内部の議論については、T267/4, 'The Convertibility Crisis of 1947,' Treasury Historical Memorandum, No.4, Dec. 1962 (以下、T267/4), pp.4-5. なお、この文書はエリス・リース(Ellis-Rees, H. 1943年から48年まで英大蔵省海外金融部門次官補、1948年に次官を歴任)が1960年の退職後に執筆したものである。彼によれば、当時の英当局内部には戦後構想に関する二つの流れ、すなわち、ケインズのように米国の援助を期待する流れと、国際的取り決めに従属せずポンドの地位を維持しようという流れがあり、当時の英大蔵省やイングランド銀行は後者の立場に傾いていたとされる(T267/4, *ibid.*)。

34) 通貨協定を締結した国名についてはTew, *op.cit.*, p.125 (前掲訳書, 146頁), また、通貨協定に関する各国との交渉経過については、Sayers, *op.cit.*, pp.447-460に詳しい。

35) 英国とベルギーとの間の協定については、T267/4, p.5. なお、以下の説明のうち、金条項は、英国が向こう数年間に黒字を出すと予想される国との協定の大部分に挿入され、赤字を出すと予想された国との協定には挿入されなかったといわれる(T267/4, pp.5-7)。

限があり、この上限を超える自国通貨の売却は金を対価としてのみ行われる。いわゆる「金条項」である。また、この上限はその額までは相手国に信用を供与することを意味するので「クレジット・マージン」(credit margin)、または「ゴールド・ポイント」(gold point)と呼ばれる。(4)ベルギー中央銀行のポンド勘定は、ベルギー通貨地域やスターリング地域に対する振替ができるが、英当局が許可するならば、それらの地域を超えて振替が認められる。後者は「行政的振替性」(administrative transferability)と呼ばれたものである。

このように、通貨協定は、先に見た特別勘定とは異なって、協定国が相互に相手国通貨を持ち合う、いわばレシプロ・ベースの協定であったが、英国からすれば、協定の大部分に金条項を挿入し、また行政的振替性という形でポンドの振替性を緩和する規定を設けることによって、ポンドの保有と利用を促進するという目的をもつものであった。ここに英国の対欧州戦略の一端が現れていたのであるが、この通貨協定は1945年12月の英米金融協定調印の際には既に存在していたものであり、そこで当然のことながら、この通貨協定と英米金融協定との関係が問題にならざるを得なかったのである。46年1月初めに大蔵省高官エリス・リース(Ellis-Rees, H.)は論説を執筆した。そのなかで彼は、欧州との関係を重視し、欧州が通貨協定のもとで蓄積してきたポンド残高を、ケインズの推奨するように償却や長期借換えの対象とすることはポンドへの信認を失う行為だと主張した。これにはイングランド銀行も同じ意見であったといわれる。46年9月、ニュージーランドから英政府に対して、ポンド残高の長期借換えを取り決めた1年前の45年8月のポルトガルとの協定(前述)を先例にするのかとの照会があったが、それは英米金融協定以前の取り決めであるために先例としないとの回答を行った。このような状況の下で、46年の遅く、英当局は、償却や長期借換えを行わないという基本方針のもとに、欧州諸国との通貨協定の再交渉、つま

り英米金融協定にもとづく通貨協定の見直しを行うという結論に達したのである³⁶⁾。

この新しい通貨協定は「補足的通貨協定」(supplementary monetary agreement)と呼ばれる。1947年2月27日に英国とベルギー、オランダ、ポルトガルの各国間に締結された協定を皮切りに、交換性回復の期限の7月15日までに計17カ国と締結された。ここには欧州8カ国以外に、南米3カ国、アフリカ1カ国、中東3カ国が含まれていた。この協定の大きな特徴は、これらの諸国の保有する新しいポンド勘定として、「振替可能勘定」(transferable account)が創設されたことである。このポンド勘定は、これら諸国の自国通貨地域やスターリング地域に対してだけでなく、振替可能勘定諸国相互間(17カ国)、さらにアメリカ勘定諸国(当時36カ国)に対しても、経常取引の支払いのための自由な振替を認めたものであった。このような形でポンドの交換性回復を実施しようとしたのである。

なお、補足的通貨協定の交渉においては、各国のポンド残高に対して同じような扱いがなされたわけではないことに注意する必要がある。とくに、海外スターリング地域に対して行われたような短期の封鎖についていえば、フランス、オランダ、ギリシア、デンマークのポンド勘定はすべて自由振替の対象となり、残高を封鎖する交渉は行われなかった。フランスは戦時以来ポンドが継続的に不足していたこと、オランダは多額の対英債権を有していたこと、デンマークはポンド残高の規模が小さかったこと、ギリシアは公的残高の大部分が通貨準備であり、商業銀行の残高の大部分も居住者の船舶収入を表していたこと、などがその主な理由であった。これに対して、イタリア、スウェーデン、ノルウェーの3カ国については、英国は最低ポンド残高の保有を求める交渉を行った。イタリアと

36) エリス・リースの論説から英当局による基本方針の決定に至るまでの経緯については、T267/4, pp.11-13, 16; T267/29, paras.76-82による。

の協定は一年以内に停止されたが、スウェーデンの場合には同国のポンド残高が増加する見込みがあったため、ポンドの対ドル交換性を認めるとしても、合理的な範囲内にポンド残高を維持することを英国は期待し、その結果、2,500万ポンドが第2勘定 (No.2 Account) に封鎖された。ノルウェーとは公式の封鎖は行われなかったが、同国は1948年4月末までの1年間に約2,000万ポンドの残高を維持する約束をした³⁷⁾。

(3)南米諸国

南米諸国におけるポンド残高の大口保有国はアルゼンチンとブラジルであった。既に述べたように、戦時中に英国はこの両国との間に特別勘定協定を締結していたが、英米金融協定を受けて、この両国にも振替可能勘定の地位が付与されることとなった。ここでの特徴は、両国の保有するポンド残高について、現地の英系企業における経営困難の解決や、ポンド建て債務の償還のために利用することを認めるとともに、それとの絡みでポンド交換性の便宜が与えられたことである。以下、やや詳しくみてみよう³⁸⁾。

まず英国とアルゼンチンとの間の協定であるが、既に述べたとおり、アルゼンチンとの間には1939年10月の協定があり、戦時中改訂が行われつつも基本的な内容は維持されていた。同時にアルゼンチンでは、多年にわたって英国所有の鉄道が極度の経営困難に陥っていた。これを国有化するというアルゼンチン政府の計画が戦時中にあり、戦後にこの計画が復活するとと

もに、英大蔵省も所有権の委譲によって鉄道問題とポンド残高処理問題を同時に解決するという、一石二鳥の機会を窺がっていた。1946年9月、両国間に協定が締結されたが、その概要は以下のようであった。(1)アルゼンチンと英国(海外スターリング地域を含む)との貿易取引は引き続き英ポンドで決済される。(2)アルゼンチンのポンド残高は「A勘定」(“A” Account)と「B勘定」(“B” Account)に区分され、B勘定は自由残高であり、世界のどこでも経常取引の支払いに自由に利用できる。一方、A勘定は封鎖残高であり、アルゼンチンの既存のポンド債務、英国のアルゼンチン向け投資の償還のために利用できる。これらの取引完了後のA勘定のいかなる残高にも年0.5%の利子を付すとともに、引き続き金基準での「為替保証」を与える。(3)協定発効後4年間にわたり、毎年500万ポンドをA勘定からB勘定に移管する。なお、これらのいずれかの年においてアルゼンチンのスターリング地域に対する国際収支が赤字になれば、赤字相当額がA勘定からB勘定に移管される。これは「貿易赤字条項」(trade-deficit clause)と呼ばれるものである。(4)このほか、この協定では、英国の輸入する肉の契約の更新など、貿易取引に関する新たな取り決めがあった。以上が協定の概要であるが、その後、この協定にもとづいて、47年2月、両国政府間の覚書の交換により、アルゼンチン政府は英国所有鉄道を1億5,000万ポンドで買収することに合意した。

次に英国とブラジルとの間の協定についても、既に戦時中、金別置条項を含む特別協定が締結されていた。英国はブラジル中央銀行との間で新たな交渉を開始したが、当時はまだインド、エジプトという大口ポンド保有国との協定が締結される以前であったため、これに影響を与えないよう公式の協定は締結されず、両国高官による書簡の交換にもとづく「ワーキング協定」(working agreement)という形をとった。1947年5月に取り決められたこの協定の概要は、以下のようであった。(1)ブラジルのポンド

37) 以上の補足的通貨協定の交渉経過については、T267/4, pp.16-17, 23-28; T267/29, paras.76-82; BEQB/1967, p.252; Fforde, J., *The Bank of England and Public Policy 1941-1958*, Cambridge U.P., 1992, pp.132-141.

38) 南米諸国への対応の特徴については、T267/29, para.83。また、アルゼンチンとの協定についてはT267/29, paras.84, 152-164。ブラジルとの協定についてはT267/29, para.85。さらに、金別置条項については、Sayers, *op.cit.*, p.446を参照。

残高のうち 6,150 万ポンドを、封鎖残高である「第 2 勘定」(No.2 Account) とするが、これは英国所有の公益企業・鉄道などの取得、ブラジルのポンド建てローンの償還などの様々な長期債務の決済のために利用される。(2)封鎖勘定から 4 年間にわたり毎年 600 万ポンドを解除し、自由残高である「第 1 勘定」(No.1 Account) に移管する。この移管額は、47 年 4 月 1 日以降に取得したポンドとともに、同年 5 月 29 日から世界のどこでも経常取引の支払いに利用可能となる。(3)封鎖勘定には年 0.5% の金利が付せられるとともに、引き続き「金保証」が与えられる。

以上、英米金融協定にもとづく主要地域別・国別の交渉の経緯と特徴について検討してきた。これらの事例に示されているように、英国は海外スターリング地域諸国や非スターリング地域諸国との交渉において、規定されたものと同一の考え方で臨んだのではなく、各国の状況に応じた方針が採られ、またポンド残高の償却ないし長期借換えという手法は、一部を除いて利用されなかったのである³⁹⁾。これに対して実際に採られた手法は、封鎖が全く行われないうち、あるいは封鎖が行われても、一部の即時解除及び短期ないし中期的な封鎖とその漸次的解除、という手法であった。B.テュー(Tew, B.) も指摘するように、英米金融協定第 10 条の規定は厳格には守られなかったのである⁴⁰⁾。しかし、そうであっても、これらの解除されたポンド残高は、経常取引により取得されたポンドとともに、英米金融協定にもとづく交換性義務の対象となったのである。次にその経過をみよう。

3 ポンドの交換性回復とその失敗

(1)経過と「ドル不足」

英米金融協定の発効日にあたる 1946 年 7 月 15 日から、英国は協定による信用枠からのドルの引き出しを認められていた。そしてその 1 年後の 47 年 7 月 15 日までにポンドの交換性を実施する義務があった。しかしながら、46 年夏頃までに国際金融情勢は著しく悪化した。英国では厳しい冬のあと、燃料不足が続いていた。これにより、生産の低下と持続的なインフレーションと巨額の経常収支赤字がみだされたが、とくにドル圏に対する赤字が大きかった。しかも、英国や海外スターリング地域だけでなく、非スターリング地域、例えば西欧諸国などもドル圏に対する赤字に陥っていた。要するに当時は「ドル不足」が広がっていたのである。

1947 年 3 月初め、英大蔵省は、同国の国際収支が英米金融交渉の際に予想されていたよりも悪化しており、信用枠を急速に使ってきたことを明らかにした。3 月末にドールトン英蔵相は、蓄積ポンド残高のすべてを対象に一定の償却を行うという指示を出したが、大きな反発を招いたことは既に述べたとおりである。4 月末には同蔵相は 1947/48 年度の輸入計画を 2 億ポンド削減する提案を行ったが、他の省庁からの強い抵抗にあった。当時、交換性義務を実行することには重大な疑義も生じたが、米国の義務を解除するよう説得する見込みのないことが決定された⁴¹⁾。

1947 年 7 月 15 日、英米金融協定にもとづく交換性実施の期限が到来した。ドルの引き出しは止まらなかった。8 月 18 日、英国は急遽代表をワシントンに派遣し、米政府と協議を行った。20 日、両国政府間の交換公文が発表され、そのなかで「振替可能勘定制度は、ドルの支払いを効果的に統制しうるように修正されるだろ

39) 既に見たように、償却については 1947 年 3 月のオーストラリアとニュージーランドの事例がある。また、長期借換えについては 1942 年 1 月のカナダ、45 年 8 月のポルトガルの事例があるが、英米金融協定調印以前の取り決めである。

40) Tew, *op.cit.*, p.129 (前掲訳書, 151 頁.)

41) 以上、信用枠の利用状況と対応については、Feavearyear, *op.cit.*, pp.415-416 (前掲訳書, 430-431 頁); T267/4, pp. 17-18, 22-23; T267/29, paras.89-90.

表7 「英米金融協定」に基づく信用枠の利用状況

(単位：100万ドル)

期間	1946年12月末に 至る6ヶ月間	1947年6月末に 至る6ヶ月間	1947年7月～8月23日	計
英国自身の支払い	480	1,290	680 (2,447)	2,450
アメリカ合衆国	325	660	125 (434)	1,110
カナダ	—	220	145 (503)	365
中米	90	180	90 (312)	360
南米	50	75	110 (382)	235
欧州	-40	35	155 (625)	150
その他	55	120	55 (191)	230
海外スターリング地域への支払い	-5	340	290 (1,015)	625
世界銀行出資	35	—	— (—)	35
計	510	1,630	970 (3,462)	3,110

注：1) 「その他」はThe Fusion Agreementの下での米国(ドイツの代理)への支払いを示す。

2) 括弧内数字は6ヶ月換算したもの。

出所：PRO：T267/4, 'The Convertibility Crisis of 1947,' Treasury Historical Memorandum, No.4, December 1962, p.32より作成。

う」と謳われた⁴²⁾。かくて、振替可能勘定のアメリカ勘定に対する自由振替の権利が停止され、ポンドの交換性回復の試みは失敗に帰したのである。

表7は、英米金融協定で認められた信用枠の利用状況を示している。既に述べたように1946年7月15日の英米金融協定発効日より信用枠の利用は認められていたが、ドルの引き出しは時間の経過とともに増加した。しかも7月15日の交換性実施後の7週間の間に巨額のドル需要が殺到した。何よりも注目されるのは、英国自身によるドル引き出しが一貫して大きかったことである。もともと北米諸国への支払いが大きかったが、7月15日から8月20日までの時期には欧州諸国や南米諸国への支払いも急増した。これは主に振替可能勘定諸国からのドル流出を物語っている。一方、スターリング地域によるドル引き出しも47年上半期から増加した。通期では6億2,500万ドルの引き出し

であるが、他方ではこの期間に4億500万ドルの金がドル・プールへ流入していたことから、差し引き2億2,000万ドルの引き出しに過ぎなかったといわれている。

なお、ここで注意を要するのは、交換性実施の期限以前に振替可能勘定からアメリカ勘定への振替が認められていたケース、あるいは振替可能勘定ポンドを海外の自由ポンド市場で売却していたケースがあったことである。また、封鎖残高ポンドと新規獲得ポンド、経常取引と資本取引をそれぞれ厳密に区別することは困難であり、規定外のポンドが振り替られたケースもあったことが指摘されている⁴³⁾。

43) たとえば、「交換性操作は1947年2月27日に欧州において公式に開始された」(T267/29, paras. 89-90)。ベルギーはこの日から一週間以内にニューヨークで400万ポンドを米ドルに転換していた(T267/4, pp.18, 23)。なお、この2月27日とは、前述したような補足的通貨協定の締結日を指すと思われる。また、本文で見たようにブラジルは5月29日から交換性を認められていた。さらに、経常取引と資本取引の区別の困難化については、Gardner, R.N., *Sterling - Dollar Diplomacy: The Origins and the Prospects of Our International Economic Order*, McGraw-Hill, First edn., New expanded edn., 1969, p.318 (村瀬孝・加瀬正一訳『国際通貨体制成立史』下巻, 東洋経済新報社, 1973年, 524頁)を参照。

42) この交換公文は、*Exchange of Letters between His Majesty's Government and the United States Government dated 20th August, 1947*, London, HMSO, Cmd. 7210, 1947.

ポンド交換性回復の失敗後、先に見たような様々なポンド勘定が受けた影響は、以下のとおりであった⁴⁴⁾。まずアメリカ勘定地域は、法律上の権利は影響を受けず、この勘定に生ずるあらゆるポンドは引き続き自由にドルに交換できたが、もはや振替可能勘定地域からポンドを獲得することはできなくなった。次に振替可能勘定地域は、アメリカ勘定への振替は認められなくなったが、ポンドを多額に蓄積するような国で金条項を含む協定を締結している場合には、この地域に属させておくことは得策ではなかった。そこで従来の協定を再協議するという必要性が出てきたのである。最後に、スターリング地域は、その要ともいべきドル・プール制を強化し、硬貨支出を統制するという施策を講ぜざるをえなかった。以下では、振替可能勘定地域とスターリング地域について、やや詳しくみてみよう。

(2) 交換性停止後の振替可能勘定地域

ポンドの交換性停止後、振替可能勘定地域はアメリカ勘定地域に対するポンドの振替が禁止され、スターリング地域と他の振替可能勘定地域にだけ振替が認められるようになった。しかしながら、これらの振替可能勘定地域と英国との間の協定の多くにおいては、既に述べたように、他国通貨を保有する限度であるクレジット・マージンを決めており、それを超える追加的な支払いは金（またはドル）で行わねばならないという条項を含んでいた。そこで、国際収支黒字によりポンドを多額に蓄積するような国に対しては、英国は金またはドルを喪失する危険性があったために、振替可能勘定の地位を与えることを好まなかった。そのため英国は、支払いがほぼ均衡している国に振替可能勘定の地位を与え、この勘定を外れた国には新たに双務勘定の地位を与えることにしたのである。双務勘定

は振替の制限を強化した勘定であり、他の勘定から双務勘定への振替を当局の許可のもとにおいたものである。かくて、振替可能勘定の地位を維持した国の例としては、スペイン、オランダ、スウェーデン、エジプトなどがあり、一方、1947年8月から48年6月の間に振替可能勘定から外れ、双務勘定に移行した国の例としては、アルゼンチン、ブラジル、ウルグアイ、カナダ、ニューファンドランド、ベルギー、ポルトガル、イタリアなどが挙げられる⁴⁵⁾。ここでは、後者のうち、大口のポンド保有国であった南米のアルゼンチンとブラジルについてみてみよう⁴⁶⁾。

アルゼンチンは、ポンドの交換性停止から大きな衝撃を受けた。アルゼンチンでは英国への肉の輸出がストップする恐れがでたのみならず、既に述べた鉄道購入協定についても、アルゼンチン議会がその批准を拒否したからである。両国政府間の困難な交渉を経て、1948年2月に貿易・支払協定が締結されたが、その概要は以下のとおりであった。(1) 両国間の貿易・金融取引は引き続き英ポンドで決済される。(2) 英大蔵省はアルゼンチンに対して、将来の商品輸入契約に備えて1億ポンドを融資するとともに、アルゼンチンの輸出コスト増加のため1,000万ポンドの現金払いに同意する。これはB勘定（自由残高）に入金されるとともに、同勘定の既存残高3,500万ポンドとA勘定（封鎖残高）からの取崩し分500万ポンドとを合わせて、前述したアルゼンチン政府による英国の鉄道買取資金1億5,000万ポンドの支払に充てられることとなった。(3) A勘定からさらに9,000万ポンドを解除し、スターリング地域に対する経常取引の支払いに利用される。(4) A勘定にしか与えられていなかった金基準の「為替保証」をB勘定にも与える。

45) ポンド交換性停止後の振替可能勘定の動向については Feavearyear, *op. cit.*, p.416 (前掲訳書, 431頁); BEQB/1967, *op. cit.*, p.252 による。

46) アルゼンチンについては, T267/29, paras.94, 165-167; Dahr, *op. cit.*, pp.122-123, またブラジルについては, T267/29, para.95 による。

44) ポンド交換性停止後の各勘定の動きについては, Tew, *op. cit.*, pp.129-131 (前掲訳書, 152-155頁) を参照。

ブラジルでも、同様の影響が出た。ポンド交換性停止時にブラジルとの間にはコメの輸入交渉の準備が整っていたが、ブラジルはこのコメを米ドル以外で売ることを拒否した。かりに一部をポンドで売却する場合にも、ブラジルの必需品の輸入額が英国のコメの購入額に等しくなることが確認された時のみであると主張した。英国から代表団が派遣され、1948年5月に貿易・支払協定が締結された。その概要は以下のとおりである。(1)両国間の貿易・金融取引は英ポンドで決済される。(2)英国はブラジルとの支払いを均衡させるよう努めるものとするが、これが達成できなければ、ブラジルは船積みをストックする自由がある旨の秘密協定が盛り込まれた。(3)第2勘定(封鎖残高)の「金保証」を維持するとともに、これに付される利子は年0.5%とする。(4)第2勘定から第1勘定(自由残高)への解除を4年間に600万ポンドとするという過去の合意を1,000万ポンドへと増額する。また第1勘定についても、向こう1年間、新たに蓄積される分にドル価値保証を与える。

(3)スターリング地域と為替管理の強化

スターリング地域においては、域内の金・ドル準備を維持することが一層重要な課題となった。1947年9月に開催された英連邦蔵相会議ではドル・プール制の強化が謳われたほか、スターリング地域は英国との協定等によりドル支出の制限に同意した。ここでは最大の保有国であるインドをはじめ、いくつかの事例をみておこう⁴⁷⁾。

英国とインドとの間の最初の協定が調印されたのは、既に述べたように、ポンドの交換性義務が履行されている最中の1947年8月15日のことであった。交換性停止の4日後、英蔵相はインド蔵相に対して、交換性の権利を当分の間

行使しないよう要請した。その後、48年2月に第2次協定が締結されたが、そこでは第1次協定を更新して48年6月末までの半年間の協定とするとともに、第2勘定(封鎖残高)から第1勘定(自由残高)にさらに1,800万ポンドの移管が行われた。その場合、インドが硬貨地域への支払いに利用できる額が初めて明示されることとなり、この半年間に硬貨地域から受け取る額とIMFからの融資により獲得する額の合計額を1,000万ポンド上回らないように制限された。

続いて、同年7月に締結された第3次協定は、インド政府が英政府から買い取った軍事施設の支払額やインド政府退職公務員の年金額などを定めたものであったが、ポンド残高の解除額や硬貨の支出額も決められた。ポンド残高の解除額については、インドはこれまでのような短期の協定では必要な開発資金が得られないと判断したこともあって、協定期間は1951年6月末までの3年間に拡張され、この3年間のうちに第2勘定から第1勘定への移管額は計8,000万ポンドとされた。ただし、前回協定下での未利用額が8,000万ポンドあったことから、1年目に移管は行わず、2年目と3年目に各4,000万ポンドを移管することとした。他方、硬貨の支出額については、1年目は硬貨の経常獲得分とIMFからの硬貨の購入分のほか最大1,500万ポンドとされ、2年目と3年目の支出額は両国の協議により決めるものとされたのである。

一方、ビルマは、ポンドの交換性停止に対して抗議もせず、これを受け入れ、ドル支出の制限に同意したといわれる。具体的には1948年7月から12月までの硬貨のネット支出額を200万ポンドに制限することに同意するとともに、49年についてはドル獲得額の範囲内で可能なかぎり運営するという紳士協定を締結した。態度を硬化させたのはイラクとエジプトであるが、最終的には両国政府とも合意に達し、イラクは47年11月の協定によって翌年6月末までの硬貨の割当てに合意した。エジプトとの協定では、48年の1年間について、625万ポンド

47) 英国とインドとの間の協定については、T267/29, paras.221-223, また、英国とその他のスターリング地域主要国との協定については、T267/29, paras.97, 100, 102 による。

相当のドルの提供などに同意した。なお、英国は産金国の南アフリカ連邦との間でも47年10月に金融協定を締結し、南アフリカの硬貨地域に対する赤字は、他のスターリング地域とは異なっており、それ自身の責任で決済する（つまり、ドル・プールからの引き出しを行わない）、また英国に対して約8,000万南ア・ポンド相当額の金借款を行うことで合意した⁴⁸⁾。

以上、ポンド交換性停止後の推移をみてきたが、その背後には世界的なドル不足という状況があったことはいままでの間もない。このような状況のもとで、英国では1947年10月に「為替管理法」(Exchange Control Act, 1947)が制定された。本稿の冒頭で触れたように英国では1939年8月末日に公布された「国防（金融）規則」があったが、これは一時的性格を有するものであり、1947年法によって平時の本格的な為替管理体制が導入されたのである。47年法の最も重要な特徴は、スターリング地域に「指定地域」(scheduled territories)という名称を与えたことであり、そのほかの地域は従来どおりアメリカ勘定、振替可能勘定、双務勘定などに分類されることとなった。しかしながら、英国とスターリング地域のドル赤字は解消されず、49年9月18日には、ポンドが1ポンド=4.03ドルから2.80ドルへと切り下げられた。47年のポンド交換性回復の失敗、それに続く49年のポンド切下げは、世界貿易と決済システムがドルの一層の注入なしには再建できないことを示した。米国はこれに対して、マーシャル援助と欧州経済協力機構(OEEC)の結成という形で新たな援助を準備したことは、周知のとおりである⁴⁹⁾。

IV 1950年代におけるポンド残高処理交渉とその帰結

1 ポンド残高の概観

1950年代に入って、ポンド残高問題は大きく進展する。この時期に入ってもポンド残高

の総額は大きく圧縮されたわけではないけれども、封鎖されていたポンド残高の漸次的解除のための交渉が引き続き行われ、その結果、51年末ないし52年半ばまでに「戦時ポンド残高問題は解決された」⁵⁰⁾と指摘されるような状況が現出するのである。表8と表9から、そのあたりの事情をみておこう。

表8は英国の金・外貨準備と対外純債務の推移を示している。英国の対外純債務は、すでに述べたような関係国との一連のポンド残高処理交渉が続けられてきたにもかかわらず、総額の残高はほとんど変化せずに推移しており、1958年には1946年比でむしろ増加しさえしている。これに対して、英国の金・外貨準備は47年7月のポンド交換性失敗前後には一時減少したものの、50年代にはドル不足の解消に伴って、循環的に変動しつつも増加する年が目立つようになった。この結果、英国の金・外貨準備に対する対外純債務の比率は40年後半の10%台から50年代には20%、時には30%近い水準にまで上昇するようになったのである。

とはいえ、英国の対外純債務の総額はほとんど変わっていなかったのであるから、1950年代に入ってもポンド残高問題が解決されたと言いうるには程遠い状況にあったかみえる。しかしながらポンド残高の国別内訳をみると、別の

49) ポンドの切下げの結果、これに同率追随した国は海外スターリング地域（パキスタンを除く）、エジプト、西欧諸国（デンマーク、スウェーデン、フィンランド、ノルウェー、オランダ、ギリシア、アイスランド）であり、同率切下げではなく小幅に切下げを行った国はカナダ、ベルギー、ポルトガル、フランス、イタリアなどであった。このうち、海外スターリング地域は、ポンドと同率の切下げを行ったのでポンド切下げの影響は小さいとも見られていたが、ドル地域からの輸入価格の上昇、IMF・世銀からの借款の元利払い金の評価増を招いたことが指摘されている。

なお、ポンドの切下げの結果、本文で見たような様々な為替保証などが発動されることになり、1949年12月末までに英国は評価損の補填のために6,000万ポンドを支払った(Dahr, *op.cit.*, p.121).

50) T267/29, para.113.

48) South African Reserve Bank, *Annual Report*, 1948, pp.4-7.

表8 英国の金・外貨準備と対外純債務

(年末残高, 単位: 百万ポンド, %)

	金・外貨準備	対外純債務	比率
1946	664	3,636	18.3
1947	512	3,856	13.3
1948	457	3,497	13.1
1949	603	3,669	16.4
1950	1,178	3,989	29.5
1951	834	4,031	20.7
1952	659	3,716	17.7
1953	899	3,935	22.8
1954	986	4,077	24.2
1955	757	3,944	19.2
1956	799	3,965	20.2
1957	812	3,771	21.5
1958	1,096	3,846	28.5

出所: "The Exchange Equalization Accounts: its origins and development," *BEQB*, December 1968, pp.389-390.

特徴が浮かび上がってくる。表9に示されているように、スターリング地域においては、大口の保有国であるインドの残高が急減したほか、オーストラリアなどの残高も減少し、いずれも50年代をつうじて最低限のワーキング・バランス程度にまで減少したといわれるのである。その反面、西・東・中央アフリカ、マラヤ、香港、西インド諸島といった英領植民地の残高のウェイトが逆に上昇している。一方、非スターリング地域をみると、大口の保有国であったエジプト、さらに南米諸国や欧州諸国の残高は軒並み減少している。かくて、ポンド残高の大口保有国は、かつてのそれと比較すれば、英国にとってはるかに政治的にコントロールしやすい地域に偏在するようになったのである。そうした意味ではポンド残高の質的变化にも注意すべきなのである⁵¹⁾。

そこで問題になるのは、スターリング地域、非スターリング地域を問わず、これまでの大口保有のポンド残高の処理が最終的にどのように行われていったかである。それは引き続き一連の交渉を通じて実現されたのであるが、以下では、インドとそれ以外諸国に分けてみておこう。

2 交渉の事例

(1) インド

英国とインドとの間の協定については⁵²⁾、既に第1次協定から第3次協定までの推移を見てきたが、その特徴としては、インド準備銀行の保有するポンド残高を第1勘定（自由残高）と第2勘定（封鎖残高）に分けて、第2勘定から第1勘定への移管額を定めるとともに、第1勘定についてはポンド交換性停止後に硬貨支出額が制限されたこと、また第1次、第2次協定は短期の協定であったのに対して、第3次協定は開発金融の観点から3年間の協定であったこと、などである。

1949年8月、同じく3年間を対象として第4次協定が締結された。ここでは3年間の解除額合計が2億3,000万ポンドへと一挙に拡大さ

51) なお、表9に関連して、戦後1950年代末までにおけるスターリング地域メンバーの重要な変化をみれば、以下のとおりである。1947年7月、エジプトおよびスーダンの離脱。同年12月、リビアの離脱（52年1月再編入）、48年2月、トランスヨルダンおよびパレスチナの離脱（50年9月、トランスヨルダンは再編入）、59年6月、イラクの離脱。

52) 以下、英国とインドとの間の一連の協定については、T267/29, paras.109-110, 224-226による。

表9 ポンド残高の国別内訳

(年末残高、単位：百万ポンド)

	1950	1952	1954	1956	1958
海外スターリング地域					
インド	804	694	691	412	156
パキスタン	97	57	60	77	43
セイロン	68	52	52	52	30
ビルマ	51	71	40	46	40
マラヤ	164	283	305	314	321
香港	94	120	135	135	146
オーストラリア	499	293	332	259	295
ニュージーランド	57	59	78	88	79
西アフリカ	257	351	488	453	426
東アフリカ	139	209	217	158	136
中央アフリカ	53	90	125	109	91
南アフリカ	78	57	54	24	5
英領西インド諸島	78	91	124	111	125
ベルシア湾領土	-	15	70	169	260
マルタ	46	51	56	55	63
アイルランド	217	198	217	172	193
イラク	52	60	103	127	101
ヨルダン	15	14	19	27	33
残余従属地域	77	57	70	61	63
残余諸国	1	7	12	15	18
計	2,848	2,826	3,245	2,862	2,623
非スターリング地域					
米国	60	21	61	26	41
カナダ	22	13	32	13	13
アルゼンチン	25	16	11	26	12
ブラジル	18	-22	-10	3	3
ウルグアイ	0	9	5	2	8
ノルウェー	19	30	19	17	22
ポルトガル	95	88	91	14	7
オランダ	16	12	21	12	20
ギリシア	28	31	24	11	8
フランス	71	51	69	57	88
ベルギー	10	4	7	6	12
スペイン	5	10	15	7	10
スウェーデン	22	23	30	23	31
スイス	10	5	19	13	39
トルコ	7	2	-7	-13	-7
西ドイツ	24	21	22	34	116
イタリー	83	42	18	10	10
ソ連	10	5	5	14	3

エジプト	289	192	195	124	96
中国	13	6	13	6	25
タイ	46	16	13	19	22
日本	15	91	83	35	21
残余諸国	138	90	120	108	130
計	1,024	756	855	565	728
国際機関	576	567	476	668	622
合計	4,448	4,149	4,576	4,094	3,973

注：1)－は該当項目なし。マイナスの数値は英国の対外債権を示す。原資料で合計が合わない場合がある。

2) ボンド残高の内容は以下のとおり。

- ・英国の銀行(引受商会、割引商会、海外銀行英国支店を含む)で保有されている、当該国の銀行（英国銀行の海外店を含む）及びその他非居住者のポンド及びスターリング地域通貨でのネットの資産。海外銀行によって保有される英国政府証券を含む。（以上は1952～58年。1950年は英国諸銀行によって報告された、中央銀行と商業銀行の資金。）
- ・米国政府のために保有される資金。
- ・クラウン・エイジェント及びカレンシー・ボードにより保有される資金。（1956～58年は植民地・自治領ポンド証券は除く。）
- ・ポンド及びスターリング地域通貨で示される、海外から英国政府への貸付（1950～55年のみ）。
- ・他の政府機関により保有される政府証券（数値が判明する場合のみ）。

3) 国には一部、海外領土等を含む場合、カバレッジが異なる場合がある。

4) 国際機関は主にIMFと世界銀行である。

出所：Bank of England Archives, EID3/98～106, 'Monthly Report on External Finance,' December 1950～1958, HM Treasury and BOE, より作成。

れた。具体的には、1年目に8,100万ポンド、2年目と3年目には第1勘定の残高を3,000万ポンドの水準に維持するよう各年最大5,000万ポンドを第2勘定から移管するものとした。これに加えて、インドの既存の対英債務を決済するために2年目に5,000万ポンドを追加的に移管するものとしたのであり、以上で合計2億3,000万ポンドという巨額の解除額となった。なお、協定では硬貨支出の制限に関する規定はおかれなかったが、インドは他の英連邦諸国と協調して1年目と2年目の硬貨支出を48年比の75%とすることに同意した。しかしながら、協定締結後、インドの国際収支は、この硬貨支出の制限とポンドの切下げの効果もあって改善されたため、2年目と3年目の5,000万ポンドの移管、また2年目の5,000万ポンドの追加的移管は行われず、協定の規定にしたがって、通常移管額は次年度に繰り越された。

協定の期限切れを受けて、1952年2月に第5次協定が締結された。協定の期間は51年7月から57年6月末までの6年間へと一挙に拡張

されたが、この6年間という期間は「コロombo計画」(The Colombo Plan)の計画期間に符合するものであった。同計画の淵源は50年1月のコロomboで開催された英連邦外相会議での協議にあるが、そこでは南アジアおよび東南アジアにおける開発の促進と同地域への共産主義の浸透を防止すべく、援助の必要性が謳われた。このような状況の下で、6年間にわたるポンド残高の解除が同計画に対する英国の主要な貢献として位置づけられたのである。ここで協定の概要をみると、インド準備銀行が第2勘定に通貨準備として保有している3億1,000万ポンドを直ちに第1勘定に移管すること、この6年間にわたり毎年最大3,500万ポンドを第2勘定から第1勘定に移管することを規定していた。ただし、前者はインド政府が英国政府との間の事前の協議なしには実施しないこととし、後者も第1勘定の残高を3億4,000万ポンドないし両国政府の合意したそれより少ない額のいずれかに維持するために必要な場合に移管するものとした。また、協定が終了する57年6月末には第

2 勘定の残高をすべて第1勘定へ移管するものとしたのである。

なお、1953年7月には、これまでの協定を整理・統合する形で、第5次協定と同じ57年6月末までを対象とする第6次協定が締結されたが、これがインドとの最後の協定となった。この間、インドのポンド残高は新たな協定を必要としないほどに減少した。協定終了前年の56年10月、インド政府はプレス・リリースにて、英国政府との合意内容として、この協定を新たな協定に置き換える根拠が存在しないこと、協定の満期終了によってインドのポンド残高の全額が自由残高になることを明らかにしたのである。

かくて、英国とインドとの間の一連のポンド残高処理協定は終結した。このインドとの協定を他の諸国との協定と比較すれば、以下のような特徴が明らかになる⁵³⁾。第1に、インドのポンド残高が巨額だったこともあり、その封鎖額自体が非常に大きかったことである。第2に、インドとの協定では金条項や為替保証条項などを欠いていたことである。既に述べたように金条項は特別勘定、通貨協定、振替可能勘定、双務勘定などでしばしば見られたものである。スターリング地域にはドル・プール制はあったが、硬貨支出が制限されるなど、ドルの引き出しを自動的に保証するものではなかった。第3に、インドとの協定では貿易赤字条項も見当たらなかった。これは前述したごとくアルゼンチンとの協定に見られたもので、貿易収支赤字の際には封鎖残高から見合いの額を特別に解除できるという規定であった。

53) 以下については、Dahr, *op.cit.*, pp. 115-123が参考になる。

54) 以下、その他諸国の事例については、T267/29, paras.93, 97-99, 109-112, 167による。

(2)その他諸国

スターリング地域諸国のうち、インド以外の諸国との協定についてみれば⁵⁴⁾、まず大口のポンド保有国であったエジプトとの協定は、前述した1947年6月の最初の協定以降、48年1月、49年3月、50年9月、51年7月と短期の協定が締結された(第1次協定～第5次協定)。このうち51年7月の第5次協定は51年から60年までの10年間という長期を対象にしたものであり、ポンド残高のうち約8,000万ポンドはハード・コアの部分として残し、各年1,500万ポンドまでの解除を認めるというものであった。その途中の55年8月には第6次協定が締結され、ほぼ63年までにハード・コア自体も全額利用可能にすべく解除率を高めていくという合意がなされた。ところが、56年7月、スエズ運河の国有化に端を発したスエズ危機を機に、エジプトは振替可能勘定の地位を外されるとともに、ポンド残高のすべてが封鎖の対象とされるに至った。結局、59年2月、第7次協定が締結されることになり、エジプトはスエズ運河国有化に伴う英国への補償の支払いに同意するとともに、封鎖残高がすべて解除されることとなったのである。

また、パキスタンとは1951年6月に長期の協定を調印しており、この中で年400万ポンドの解除に加えて、通貨カバーのための解除が加えられた。セイロンとの間でも51年2月に長期の協定が調印され、年300万ポンドの解除に加えて、通貨カバーのための解除が加えられた。ビルマとの5年協定は52年4月に満期を迎えた際に廃止された。さらに、イラクとの5年協定も52年に廃止され、封鎖残高として残っていた2,400万ポンドも解除されたのである。

スターリング地域以外の諸国のうち、欧州諸国については、ノルウェーとの間に取り決められていた前述の最低ポンド残高維持の協定は1948年末に期限を迎えた。当時、ノルウェーがふたたび対英黒字に転換していたため、英国はゴールド・ポイントでの金の支払を免れない可能性がでてきたため、最低ポンド残高維持の

約束と金決済条項を終了させることに同意した。その後、同国のポンド残高は49年末までに2,000万ポンドに減少した。スウェーデンについても、48/49年に予想されるポンド赤字をファイナンスするために、封鎖勘定の残高は48年半ばにはすべてが解除され、49年12月の協定によって封鎖勘定の残高のすべてが自由勘定へ移管されることとなった。

南米諸国についてみると、英国とアルゼンチンとの間の協定は、前述のごとく度々改定されたが、50年には封鎖勘定（A勘定）が閉鎖されるに至った。ブラジルとの間では、前述した48年の協定は49年6月に修正されたが、この修正協定では、封鎖残高から1,000万ポンドが英国からの公益企業の購入および旧債務の決済のために解除されるとともに、1,200万ポンドが旧債務の償還のために使用された。その後49年末までにさらなる解除が行われ、封鎖残高は約1,000万ポンドにまで減少したのである。

V 結語

本稿では、第二次世界大戦の戦時・戦後をつうじて注目された問題の一つであるポンド残高問題を取り上げてきた。冒頭に述べたように、ポンド残高問題とは戦時に巨額なまでに蓄積されたポンド残高の処理と交換性をめぐる問題であり、英米通貨交渉、ひいては戦後世界秩序の焦点の一つとなったものであるが、本稿で検討してきたことをまとめれば、以下のようなものである。

第1に、ポンド残高の実態と特徴を可能なかぎり明らかにしたことである。本稿で利用したデータは主に英国国立文書館およびイングランド銀行文書室に所蔵されている英通貨当局の一次史料であるが、これによって従来必ずしも明確でなかった戦時・戦後のポンド残高の実態、ポンドをめぐる政策展開、さらにはポンド残高処理交渉などについて、体系的かつ包括的に示すことができたと考える。

第2に、従来の研究においては、ポンド残高の大口保有国であったインドなどの海外スターリング地域に焦点が当てられており、スターリング地域以外の諸国の分析が必ずしも十分ではなかったと思われる。本稿で示してきたように、英当局のポンド残高処理に関する基本方針や考え方は、スターリング地域諸国、欧州諸国、南米諸国ごとに特徴がみられた。とりわけ欧州諸国の場合には、非ドル地域におけるポンドの復権ないし国際化という英国の戦後構想と緊密に結びついており、この点は特に注目する必要があるだろう。

第3に、このことはまた、ブレトンウッズ体制に対する英当局の政策スタンスを明らかにするうえでも極めて重要である。英国は単純にブレトンウッズ体制を受け入れたのではなく、当時の大蔵省やイングランド銀行の内部には、ケインズの考え方とは別に、IMFや米ドルと距離をおき、ポンドの復権を図る「キー・カレンシー・アプローチ」ともいうべく流れが根強く存在していたことが注目される。そして、このような考え方が、ポンド残高の処理問題の帰趨にも大きく影響していたのである。

このように、1950年代初頭に戦時ポンド残高問題の解決の目途が経ったのを受けて、英当局内部では、ふたたびポンドの交換性回復に向けての様々なプランが議論されるようになる。經常取引に関する限り、非居住者の保有するポンドの交換性が回復したのは1958年12月末のことであるが、それ以前から早期のポンドの交換性回復に向けた動きが存在していたことが、今日では明らかになっている。また、これと絡んで、英当局の対欧州構想も新たな展開をみせてくる。これらの動きは、第二次大戦後のブレトンウッズ体制の特質を再検討する際にも重要な論点となるのであるが、それらは次稿での検討課題である。

(横浜国立大学大学院国際社会科学研究所教授)